

川口市監査告示第24号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年8月25日

川口市監査委員

澤野 高雄

同

金井 洋

同

奥富 精一

同

福田 洋子

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市

2 請求書の提出日

令和5年6月29日

3 請求の内容

本件措置請求の対象を新型コロナウイルスワクチン接種推進室長、保健部職員その他及び川口市長を請求の対象として、新型コロナウイルスワクチンに関して、予防接種法等の違法性若しくは不当性を充足する可能性があるとし、ワクチン接種券を個別一律送付でなく申請制とし、予防接種法等の違法性の問題が解消されるまで実施の一次中断若しくは違法性の解消及び担当者に対する損害賠償請求権不行使違法確認といった措置を別紙（事実証明書は添付省略）のとおり求めている。

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和5年6月29日付けでこれを受理することを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、監査委員自ら本件請求に関し告発義務違反を犯したと、また、この告発義務違反に関し監査委員自ら直接の利害関係にあると認識しておらず、本件請求においては法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を無権代理による川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上次回接種対象委託契約に基づく上乗せ委託料の支出並びに「新型コロナウイルス感染症の動向」などを記載した部分の『広報かわぐち』印刷費用（以下『広報かわぐち』印刷費用」という。）及び関連する市ホームページ維持費用（以下「市ホームページ維持費用」という。）、無権限での4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上への次回接種券送付のための印刷費用及び郵送費用（5類移行前）（以下「接種券送付等費用」という。）、無権限での4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上次回ワクチン接種実施のための集団接種会場の設営及び運営費用（以下「集団接種会場設営等費用」という。）並びに無権代理による川口市と接種実施医療機関を契約当事者とする4歳以下接種を含む複数回接種終了済すべての5歳以上次回接種対象委託契約及び委託料・上乗せ委託料を支出したことにより市に損害が生じているにもかかわらず、当該損害について担当職員に求償していないこととした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市保健部（以下「保健部」という。）とした。

3 監査の実施

保健部職員から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、必要に応じて説明を聴取する等慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述の聴取は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

関係職員である保健部職員に対し、令和5年7月20日に事実関係の確認のための陳述聴取を行った。陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) ワクチン接種体制

ワクチンの接種体制の構築は国が行っているものである。市は法定受託事務として法令等に基づき適切に事業を実施している。ワクチン接種の実施主体は市であるが、請求人が主張する国の事務として行っている法令整備や科学的知見、データの収集方法等の不備又は不正については、市が回答する立場にはない。

(2) 上乗せ委託料について

ワクチン接種に係る上乗せ委託料は、国が全国一律で定めた金額に基づいて市が支払っているものであって、支出について違法又は不当な点は一切ない。

(3) 今回の措置請求に関して

請求人の今回の見解は、これまで同様、自らの見解を述べるにとどまり、事業自体の違法または不当である旨の指摘は、住民監査請求の指摘としては失当である等のこれまでの監査結果を踏まえることがなく、損害を与えているという個別の事務事業の他には内容に目新しいものがない。

直接損害や間接損害などについても、根拠のない主張であると考える。

請求人は、ワクチン接種自体が違法であると言いながら、接種券は一律送付でなく申請制にすべきと、主義主張に一貫性がなく、そもそも、請求人のコロナワクチン接種事業に反対であるという主義主張を訴える相手方は市ではないと考える。

6 監査の期間

令和5年6月29日から令和5年8月25日まで

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、監査委員の合議により次のとおり決定した。本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

保健部新型コロナウイルスワクチン接種推進室職員の陳述及び聞き取り並びに提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の仕組み

ア 法令の位置づけ

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）による改正前の予防接種法（以下「旧法」という。）附則第7条第1項及び第2項の規定により、旧法第6条第1項の予防接種とみなされている。また、同条により市が処理する事務については、旧法第29条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

また、改正法の施行日である令和4年12月9日からは、ワクチン接種については、改正法による改正後の予防接種法（以下「新法」という。）において、新型コロナウイルス等感染症はA類疾病となり、新法第6条第3項の予防接種の対象とされ、また、同条により市が処理する事務については、新法第30条の規定により、第1号法定受託事務とされている。

なお、改正法附則第14条により、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、同日前に行われた旧法附則第7条第1項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は新法第6条第3項の規定により行われた厚生労働大臣の指定及び指示とみなし、かつ、同日前に行われた当該感染症に係る旧法附則第7条第1項の規定による予防接種は新法第6条第3項の規定により行われた予防接種とみなすこととされている。

第1号法定受託事務については、国においてその適正な処理を確保するため、法第245条の9の規定により、事務を処理するに当たりよるべき基準、すなわち処理基準を定めることができるとされており、当該ワクチン接種については、令和2年12月17日付けで厚生労働省健康

局長から各都道府県知事、保健所設置市市長及び特別区区長あてに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「手引き」という。）」が処理基準として初めて示されるとともに、令和３年２月１６日付けで厚生労働大臣から各都道府県知事を通じて各市町村長及び特別区長あてに「旧法附則第７条第１項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う」旨の指示が発せられ、それぞれ順次、改定がなされている。

手引きには、位置づけとして「本手引きは、予防接種法の規定により第１号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の事務その他の事項を総合的に示すものであり、当該内容については地方自治法第２４５条の９に基づく処理基準である。」旨の記載がある。

なお、法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するに当たりよるべき基準であり、市はそれに基づいて事務を処理することが法律上予定されているものであり、処理基準と異なる事務処理が行われた場合において、法的な義務を果たしていないという評価を受ければ違法とされることもあり得るし、処理基準の内容が法令の解釈に係る場合には、処理基準と異なる解釈による事務処理が法令違反と評価されることもある。

イ 市の主な役割

手引きにおいて、市は、医療機関等との委託契約、医療機関以外の接種会場の確保等、住民への接種勧奨、情報提供、相談受付、健康被害救済の周知、申請受付、給付その他ワクチン接種の円滑な実施に向け必要な役割を担うこととされ、その事務処理に関し詳細な基準が示されている。

（ア）医療機関等との委託契約

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととされる一方、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要があるため、全国統一様式の契約書により原則として集合契約の形

で契約を行うこととされ、具体的には、市町村は都道府県に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、都道府県は集合契約の代理人である全国知事会に対して再委任を行うとともに、接種実施医療機関等は、集合契約のとりまとめ団体に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、集合契約のとりまとめ団体が集合契約における契約の代理人である日本医師会に再委任を行うことで、全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び接種実施医療機関等の代理人として契約を締結することとされた。

市は令和3年2月5日に埼玉県に委任を行い、全国知事会と日本医師会との間の集合契約は同月12日に締結されている。

なお、当該契約は、関係法令の改正及び手引きの改正の都度、変更されている。

また、ワクチン接種に係る委託料については、令和3年6月23日付けで厚生労働事務次官から各都道府県知事、市町村長及び特別区長あてに「令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担について」が通知され、基準額として、接種実施者にあつては2,277円×接種実施回数、予診のみにあつては1,694円×予診のみ実施回数、6歳未満の加算にあつては726円×接種及び予診において6歳未満の小児の予診実施回数、時間外にあつては803円×市町村内の医療機関における時間外での予診実施回数、休日加算にあつては2,343円×市町村内の医療機関における休日での予診実施回数とそれぞれ示され、現在においてもこの額に変更はない。

(イ) 医療機関以外の接種会場の確保

市町村は、医療機関での接種以外に、必要に応じて、保健所、保健センター、学校、公民館等の会場を確保するとともに、必要に応じて都道府県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行うこととされた。

市は、新型コロナワクチンの速やかな接種を希望する市民に対応するため、医療機関での接種以外に、市として集団接種会場を設けるこ

とし、令和3年5月11日から同年6月13日までは、地域保健センター、生涯学習プラザ、新郷スポーツセンター、北スポーツセンター及び安行スポーツセンターの5か所に集団接種会場を開設、その後同月15日からは5か所の接種会場を1か所に集約し、令和4年7月29日まで旧そごう川口店1階に接種会場を開設した。その後、同年8月2日から9月30日まで鳩ヶ谷庁舎のこども夜間救急診療所に、同年8月12日から同年10月30日まで第一本庁舎1階に、同年10月4日から令和5年3月31日まで、更に同年5月9日から同月31日までイオンモール川口3階に、令和4年11月4日から令和5年3月31日まで、更に同年5月12日から同月31日までイオンモール川口前川2階に接種会場を開設した。

なお、集団接種会場においてワクチン接種ができる市民は、原則として18歳以上とし、生後6か月から4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）を含む17歳以下は医療機関においてワクチン接種することとしている。

(ウ) 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

市町村は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行うほか、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、ワクチン接種に関する住民からの相談に応じることとされた。

a コールセンター等の設置

市は、令和3年3月1日からワクチン接種に係る相談や集団接種会場における接種の予約に対応するためコールセンターを設置するほか、予約システムの整備、自動応答電話サービスシステムの整備等を行った。

b 接種券の送付

市は、まず、令和3年4月26日から医療従事者等、65歳以上の高齢者、高齢者施設等の従事者及び65歳未満で基礎疾患を有する者に対し、接種券及び接種の案内を一律に送付し、以後、年齢区分などに応じ対象者を抽出した上で順次送付し、令和4年11月11日から乳幼児に対し、一律に送付した。

なお、接種券の送付方法について、手引きには、以下のとおり記載されている。

(a) 印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

市町村は、当該市町村における新型コロナワクチンの接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、接種の案内とともに対象者に送付する。

(b) 接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、住民基本台帳に記載されている者のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種対象者個人ごとに市町村が送付する。

(c) 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚生労働省（以下「厚労省」という。）が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

(エ) 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てることとされた。

市は、県から割り当てられた新型コロナワクチン等を、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮した上で、接種実施医療機関等へ割り当て、配送している。

ウ 市に認められる裁量

市に認められる裁量は、大きく以下の2点が挙げられる。なお、(イ)については、令和4年10月24日に開催された厚労省主催の自治体説明会において説明されたものであり、市は、令和5年5月8日以降、乳幼児用の接種券の送付を一律個別送付方式から接種希望者からの申請方式へ変更している。

(ア) 接種券の発送は、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別、地域別、あいうえお順などで段階的に送付するなど、それぞれの自治体の実情に合わせた順番や時期とすることができる。

(イ) 乳幼児用の接種券を対象者全員に送付せず、住民からの申請方式のみによる送付も可能である。

(2) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、以下のとおりである。

ワクチン接種に係る上乗せ委託料

ワクチン接種に係る上乗せ委託料は、医療機関等との委託契約に基づく委託料として、1億5,274万1,083円であるが、うち1億5,216万1,493円については、令和5年6月19日付けで職員措置請求書が請求人から提出され既に令和5年8月17日付けで請求人あてに監査の結果を通知している監査請求において既に監査を行っていることから対象から除外し、本件監査対象に係る費用は、57万9,590円である。

2 判断

(1) ワクチン接種の違法性等について

請求人は、ワクチン接種について、直接損害として、①接種券の一律個別送付の経済的合理性の欠如、②感染症法違反の無効な感染症発生届を前提とした予防接種によるワクチン接種実施医療機関との予防接種委託料の支払いの義務の履行、③不法行為責任に基づく損害賠償債務の発生と市民の精神的損害に関し債務不履行責任に基づく損害賠償債務の発生、④予防接種法違反などを前提とした予防接種契約により予防接種健康被害救

済制度を申請した被害者に対する給付が執行されていること、また、間接損害として、⑤将来の市内人口の減少による固定資産税や住民税徴収額の減少が生じる旨主張するが、法に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国から指示（委託）を受けて実施した法定受託事務であり、その安全性や有効性の判断は、国の判断に基づいて行われており、地方公共団体には実施の可否判断の余地はなく、更にワクチン接種は、本人等の意思（希望）確認の上で行われている。

請求人の主張にもあるように、ワクチン接種の有効性や安全性などに関する様々な見解等があることについては理解するが、その一部の見解等を引用し、新型コロナウイルスワクチン接種事業自体に違法違憲性等があるとして、関連する一連の支出に直接・間接の損害が生じているとする主張は、先の請求でも触れたように、国が実施を決定したワクチン接種事業そのものについて、その司法的判断を監査委員に求める内容であるから、住民監査請求の指摘としては失当である。

したがって、新型コロナウイルスワクチン接種事業により執行された財務会計上の行為の違法性等についてのみ判断する。

（２）ワクチン接種により執行された財務会計上の行為

ワクチン接種の違法性については、上記（１）により述べたところであるが、ワクチン接種に係る財務会計上の行為は、以下のとおりである。

ワクチン接種に係る契約と費用

（ア）市は、埼玉県に委任し、さらに埼玉県が委任した全国知事会と日本医師会との間で新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約及び変更契約が締結されていた。

（イ）川口市事務決裁規程（昭和５１年庁達第２号。以下「事務決裁規程」という。）第４条及び別表第２市長決裁事項及び共通専決事項の３財務事項（２）予算の執行を伴わないものの表第３項第３号委託料のイの規定に基づき、市と医療機関以外との委託契約が締結されていた。

また、事務決裁規程第４条及び別表第２市長決裁事項及び共通専

決事項の3財務事項(1)予算の執行を伴うものの表第2項第8号委託料の規定に基づき支出した。

(3) 財務会計上の行為そのものの違法性等

財務会計上の行為に違法又は不当な行為があればその責めを免れることはできないが、上記(2)について確認したところ、いずれも決裁権者により適法に処理されており、例えば歳出予算の裏付けを欠く等財務会計法規に違反する事実は認められず、また、手続上の瑕疵も認められない。

(4) 違法又は不当な財務に関する怠る事実

不法行為等に基づく損害賠償請求権が発生しているにもかかわらず、それを行使しないということがあればその責めを免れることはできないが、上記(3)で述べたとおり、ワクチン接種に係る上乗せ委託料の支出には違法又は不当である点は認められないことから、当該支出に基づく損害賠償請求権は何ら発生していない。

また、先の監査請求の対象となった「広報かわぐち」印刷費用、市ホームページ維持費用、接種券送付等費用及び委託料の支出についても違法又は不当である点は認められない旨を既に判断しており、これらの支出に基づく損害賠償請求権についても何ら発生していない。

(5) まとめ

住民監査請求の対象となるのは、財務会計上の行為であり、ワクチン接種に係る上乗せ委託料の支出は、違法又は不当であるとは認められず、これによって、損害は生じていないことから請求には理由がないと判断した。

また、ワクチン接種に係る上乗せ委託料のほか、先の監査請求の対象となった「広報かわぐち」印刷費用、市ホームページ維持費用、接種券送付等費用及び委託料の支出によって損害は生じていないことは明らかであるから、求償すべき損害もないものと判断した。

川口市職員指図請求書

川口市長、コロナワクチン接種推進室長、保健師職員その他 に関する指図請求の要請

01. 請求の要旨

■ 誰が(請求の対象職員)

新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 保健師職員その他 市長

■ いつ、どのような財務会計行為を行っているか

下記1.0 1.1 1.2 1.3に関する違法行為と違法行為を先行行 為とする支払い義務履行を対象とする、担当者に対する被害賠償 償請求権の不行使

1.0 「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」最大2 page 部分を掲載した広報が、わぐち印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

1.1 無接種での、4歳以下接種を含む、複数回接種終了済みすべての5歳以上への次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行(5種類移行前)

川口市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター050-3160-6567で接種券送付開始済み確認 甲1 file / 01/ 1a.png

1.2 無接種での、4歳以下接種を含む、複数回接種終了済みすべての5歳以上次回ワクチン接種実施のための集団接種会場の設置と運営費支払債務履行(5種類移行前)

1.3 無接種代理(民法113条1項)による川口市西と接種実施医療機関丁を契約当事者とする4歳以下接種を含む、複数回接種終了済みすべての5歳以上次回接種対象委託契約と委託先への委託料・上乗せ委託料支払債務履行乙2 file / 01/ otsu0a.pdf otsu0b.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/0000860717.pdf>

(注釈:14.0 b 部分で述べたように、オミクロン株は、感染症法、予防法、予防法施行令に規定された病原体ではない、上記の新型コロナウイルス感染症は存在しないのでそのこと自体が違法性の要件を充たす。また、そもそも指図請求書第2 page どのような指図を請求するのか? 3 部分で言及したように、この指図書では特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省承認文書(健康発0210-5号)で定められた新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、入に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))に使用できる薬品となっていないSARS-CoV-2も感染症法、予防法、予防法施行令のどこにも規定されていないからである)

◆ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(行政行為法(注))について地方自治法第2条第14条違反

違法な行政行為(法律行為と事実行為)であるためには法令上の要件と公益に合致していなければならない(注)行政行為の目的物SARS-CoV-2ワクチンとは下記である

67(注)行政行為の目的物SARS-CoV-2ワクチンとは下記である

① 令和3年2月14日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ)製造、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:リナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和3年12月18日)特例承認

② 令和3年5月21日 ウイルスベクターワクチン(販売名:バキセゼリア)製造、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子複製元サルアデナウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和3年2月5日)特例承認

③ 令和3年5月21日 mRNAワクチン(販売名:COMVID19ワクチンモデルナ)製造、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和3年3月5日)特例承認

④ 前記①に追加して令和4年1月21日 mRNAワクチン(販売名:コミナティ)製造、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、申請年月日:令和3年11月10日)特例承認



⑩ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:コモナティRTU前注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年8月8日)特例承認

⑪ 令和4年9月12日 mRNAワクチン(販売名:スパイクバックス前注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名:モデルナ・ジャパン社、申請年月日:令和4年8月10日)特例承認

⑫ 前記⑩及び⑪に追加して令和4年10月6日 mRNAワクチン(販売名:コモナティRTU前注8か月～4歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和4年7月14日)特例承認

② 委任契約について

＜イ＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

川口市内の代理人埼玉県知事と埼玉県知事の代理人全国知事会等は、特例承認で認可されたSARS-CoV-2ワクチンを厚労省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に対して使用するための契約権限を与えられていない。SARS-CoV-2もオミクロン株も感染症法、予防接種法、感染症法施行令のどこにも規定されていないからである。この点無権代理人による契約となっており(民法113条1項)委任契約は重大性明白性の要件充足し違法無効である。

代理契約の当事者相手方である日本医師会も無権代理行為を行っている。契約当事者本人である川口市等は、厚労省自身が「厚労省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の定義を保持していないので(証拠B37 確0718第12号 参照)、SARS-CoV-2、オミクロン株と(健康発0210-5号)で定義され

た法定病原体との同定作業が不可能なので、無権代理契約追認不可能である(民法113条1項)。

主権に引いて、委任契約代理人である知事と本人川口市はそれぞれの所属自治体担当者が前法156条158条違反公文書作成行政権等罪もしくは前法85条88条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており、違法性阻却事由が存在しないことが推定されるので(論点18口 1213)、クリーンハンスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性は推定されない。＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性の立証責任は市長とワクチン接種室長にある

＜イ＞その行政行為の内容が法令上の要件に合致し(かつ)公益に合致していること(内容的要件)

a 委任契約目的物の属性に関し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法則則第7条要件非充足・薬機法86条88条違反・薬機法第88条の10第1項違反・生物兵器等取締法・製造物責任法違反の可能性＝内容が法令上の要件に合致していない

b 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反＝内容が公益に合致していない

＜ウ＞その行政行為(法律行為)が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

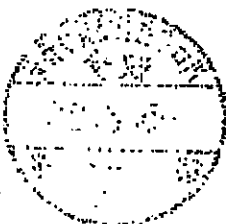
下記厚労省先行行為(2)が重大性明白性の要件を充足する状態であるので、違法無効となり、後行行為に違法性が承継される

＜エ＞その行政行為(法律行為)が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

全国統一の様式 3-4-5 契約書というひな型の内容に沿っているものの＜イ＞＜ウ＞の要件を充足していないので、無意味である

＜オ＞違法性の承継

4



委託契約を根拠とする委託料支払い債務履行のための支払支出命令などの
執行行為も、先行行為(イ)委託契約が違法無効なので、違法性を承継する

委託契約を根拠とする接種券送付のための印刷代金郵送代金支払支出命令
などの執行行為も、先行行為(イ)委託契約が違法無効なので、違法性を承継
する。

(2) コロナワクチン接種実施について

市町村によるコロナワクチン接種実施の法的性質は市民との関係において、
接種は強制ではないと主張されながらも下記abcの理由で意思表示を要素とす
る法律行為的行政行為「命令的行為」と解釈する。しかし必ずしも命令的行為と
想定できない事例は、事実行為・その他、と解釈する

a 旅行支援などワクチン接種者に対する差別的な取扱いをするさまざまな
憲法14条違反の政策が施行されていた

<https://www.sashin.or.jp/proclamation001042.htm>

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度説明 45pageなど
は、憲法28条財産権を間接的に侵害しており憲法14条違反である

https://www.chisou.go.jp/hill/dh/koukushinod70220426_youkou.pdf

b 作為による欺罔行為(該当18イロ・該当18ロff 12 13)・不作為による欺罔
行為(該当10イロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同
意書に治験中である旨の記載がない)により同意署名が提供されている

c 治験中のワクチンは成分のすべてを公開することが義務付けられていない
がホームページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がないために、特例
承認書類の呈送されていた不明成分については強制と同様である

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

a (イ)＜ア＞で述べたように委託契約が代理権限のない無権代理人による契約
であり、本人川口市内による返還不可能なので、川口市は責任権限なし。

b (ロ)処分行為が重大性明白性の要件充足するので、川口市は実施権限な
し。

主治に関して、川口市は、担当者が別法155条158条公務公文書作成行為等
罪もしくは濫用法56条58条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっ
ており違法性阻却事由が存在であることが推定されるので(該当18ロ12)、ク
リーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性は推定
されない

川口市はワクチン接種推進室長・市長が別法239項2項違反を継続してお
り、クリーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性
は推定されない。川口市は2名の監査委員が別法239項2項違反を継続して
おり、クリーンハンプスの原則により、下記＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法
性は推定されない

＜イ＞＜ウ＞＜エ＞の要件について違法性の立証責任は市長とワクチン接種室長
にある

＜イ＞その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致してい
ること(内容的要件)。

※ 実施目的権の属性に因し 該当1A1B10

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法56条58条
違反・薬機法58条の10第1項違反・生物兵器禁約違反・製造物責任法違反
の可能性＝内容が法令上の要件に合致していない

b 該当101E

医師法・予防接種法23条3項・第5項・医師法 第1条の4第2項違反・憲法13条
21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニュルンベルク綱領違反＝内容が
公益に合致していない

5

6

＜ウ＞その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

手続的要件については実施の手引きを

<https://www.mhlw.go.jp/content/0001025483.pdf> にしたがっていると考えられるが下記厚労省先行行為(2)が重大性・有効性の要件を充足する前提であるので違法無効となり、後行行為に違法性が承継される

■実施の手引き 説明義務について 102 page

安全性・有効性の判断権者は厚労省であったとしても安全性・有効性の説明義務は使者その他として実施主体の市町村にある。厚労省による、安全性・有効性の判断は、通点1A口で言及したように、2020年5月から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。4歳以下含む川口市民へのワクチン接種実施行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する説明義務履行が法的に不能となっている。

また、HERSYSのdata許容事件で未記入を未検出に計上していた点が発覚後、新型コロナ感染者の全数届け出が見直されたのに伴って、厚労省は2022年8月22～28日以降の分から接種歴別dataのADB資料公表をしていますが、この点利益相反のない第三者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する説明義務履行が法的に不能となっている。

なにより通点2A口部分で不作為による無回答を明示したように、川口市長とワクチン接種室長が不作為により各違法令違反などや通点1B口口についての説明義務をまったく完了せず、説明義務不履行状態を長期にわたって継続している点が、原則的不能・便宜的不能の客観的事実と推定される(民法158条1項)

b 実施の手引き 文書による同意 82 page

医師による治療行為は、一般的に「傷害罪」の構成要件にあたるが、患者の「同意」の存在は違法性阻却事由に該当する

(1) 同意の有効性

同意の対象は、結果を含む構成要件該当事実であり、特にその結果について

同意していることが必要とされるので、障害未遂(暴行)・傷害までは同意していないところ、致死傷の結果についてまでは同意していないので同意は無効である。

(2) 同意に瑕疵がある場合

作為による欺罔行為(通点1Bイロ・通点1BロH 22 F3)・不作為による欺罔行為(通点1Cイロで詳述した不利な事項の告知とホームページ・後援券・同意書に添付中である旨の記載がない)による錯誤に基づく同意は、否認される結果の法益侵害性やその法的評価に影響を与えるような事実について錯誤に陥っていた場合、同意の法的行為が否定される。

とくに(1)(2)(3)行政行為について、権限のない行政庁により、明白性・重大性の要件を充足する違法無効な行政行為が行われている点は「法的評価に影響を与えるような事実」にあたるので同意は無効である

裏付けされているノミバックス除く川口市民すべての接種者の同意は、強制的に同意行為を望んでいったような例外を除き無効である

＜ウ＞その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

＜ア＞＜イ＞＜ウ＞の要件を充足していないので、無意味である

＜イ＞実施に関する支払い支出命令などの後行行為も、先行行為(1)が違法無効なので、違法性を承継する。

(3) 前提としての厚労省から市町村である川口市に対する接種実施するための通知(区分行為もしくはその他)

国が川口市に対し、コロナワクチンを供給し、対象年齢の接種を行うよう、予防接種法(昭和23年法律第48号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知することは法所定の処分行為(その他法律行為)に該当する。

＜ア＞その行政行為が権限ある行政庁の行為であること(主体的要件)

今まで行われてきたHERSYS発生届は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を

7

8

欠いてすべて無効であるので、予防接種法附則第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))のまん延予防上緊急の必要があると認めるとき」に該当しない。厚労省自身が「厚労省通達文書(健感発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の文書を保有していないので(乙37 健0718第12号 参照)。SARS-CoV-2、オミクロン株と(健感発0210-5号)で法定された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生源が疫学的に有効となることもない。よって予防接種法附則第7条要件非充足である。

つまり、予防接種法(昭和23年法律第58号)第29条の規定により第一号法定受託事務を通知する権限がない

主権に関して、厚労省は担当者が刑法156条158条虚偽公文書作成行使等罪もしくは新選法86条68条違反の構成要件に該当する実行行為をおこなっており違法性阻却事由が存在しないことが認定されるので(論点1Bイ)。クリーンハンスの原則により、下記<イ><ウ><エ>の要件について違法性は認定されない

<イ>その行政行為の内容が法令上の要件に合致し、かつ、公益に合致していること(内容的要件)。

■ 目的物の属性に照し 論点1A1B1D

予防接種法2条違反・予防接種法附則第7条要件非充足・薬機法65条68条違反・薬機法第68条の10第1項違反・生物兵器法的違反・製薬物責任法違反の可能性 = 内容が法令上の要件に合致していない

■ 論点1E

憲法13条21条25条31条32条違反・憲法85条違反・ニルンベルク綱領違反 = 内容が「公益」に合致していない

<ウ>その行政行為が法令上の手続を踏んでいること(手続的要件)

権限なき主体による予防接種法(昭和23年法律第58号)第29条の規定により第一号法定受託事務の通知

<エ>その行政行為が一定の文書の形式に基づいて表示されていること(形式的要件)

権限なき主体による通達文書として処分行為が行われている

<オ>違法性の承継

委託料支払い債務履行のための支配支出命令などの後行行為も、先行行為(イ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する

換領券送付のための印刷代金郵送代金支配支出命令などの後行行為も、先行行為(イ)行政行為が違法無効なので、違法性を承継する

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(イ)(レ)の法的責任 <カ><キ><ク>

<カ>刑事的責任

■ 広報紙配布とwebsite掲載運営は自治事務に当たり行政行為(イ)(レ)に関連した事実行為であり、薬機法68条68条違反・市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成行使等罪 (対象は経理者と未経理者)

論点1Bロ(2)部分参照

■ 行政行為(イ)について殺人予備罪 刑法201条199条 (対象は経理者のみ)

重大性明白性の要件充足する行政行為(イ)において、権限なき主体による違法無効な委託契約により、権限なき主体が目的物SARS-CoV-2ワクチンを入手手配し、委託先丁への委託料支払い債務の履行と支払い支出命令その他付図財務会計行為をおこなうことは殺人予備罪の実行行為にあたる。漢伏、刑

9

60

事案が受審されないもので、殺人予備罪刑事責任については 前同126号
監査請求書 不当性の要件 (論点28口)で述べた。

6 行政行為(し)について厚害未遂(暴行)・傷害・同意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪 刑法204条208条 (対象は接種者のみ)

重大性明白性の要件充足する違法無効な行政行為(し)において、

権限なき主体による、傷害における有勢力の行使が行われる集団接種会場の
運営と運営費支払債務の履行と支払い支出命令その他付随財務会計行為
は、たとえ省資格者医師として集団接種会場で直接傷害の有勢力の行使を行
わなくても傷害の共犯行為にあたる。

権限なき主体による、傷害における有勢力の行使が行われる集団接種会場へ
被害者を集合させる接種券送付行為と接種券印刷郵送支払債務の履行と支
払支出命令その他付随財務会計行為はたとえ省資格者医師として集団接種会
場で直接傷害の有勢力の行使を行わなくても傷害の補助行為にあたる。

行政行為(し)のうち部分で述べたように顕在化されているノバックス株川口
市民すべての接種者の同意は、積極的に自衛行為を認めていたような例外を
除き無効であるので、最低限の法益侵害行為として、厚害未遂(暴行)・傷害・同
意傷害罪もしくは業務上過失傷害罪を構成する

(1)構成要件該当性

安全性及び有効性が証明されていないSARS-CoV-2ワクチンを川口市民に接
触せようとする行為は、それによって傷害の結果を招くことが起こりうることを
認識して、これが起こってもよいと認識して接種を執行させたことになるので、
傷害の未遂の故意による傷害罪の実行行為をなしたものであり、それにより一
部の被接種者を死傷に至らしめ、あるいは傷害未遂罪として、接種者全員に対
して致傷に至る市域な伏魔に陥れたのであるから、厚害未遂(暴行)・傷害・同
意傷害の構成要件に該当することが推定される

(2)違法性阻却事由不存在

市長とワクチン接種室長は126号監査請求において監査委員に対して予防接
種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行
っている、との説明を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行
為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定に

よる第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体
は違法性阻却事由にあたらぬ、(行政行為(し)の参考) 仮にもし違法性阻却
事由に関する議論があつたとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮され
るべき事由である。

市長とワクチン接種室長は86号監査請求において川口市監査委員に対して
「コロナワクチンは強制ではない」と誤ったことであるが、「コロナワクチン
が強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当し
ない。また、市長とワクチン接種室長は88号監査請求において川口市監査委
員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と誤ったと
のことであるが、厚害罪による、安全性・有効性の判断は、論点1A口で論及し
たように、今まで行われてきたHERSYS発生届が感染症法違反によりすべて
無効であるので、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実
行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成
立を阻害する違法性阻却事由に該当しない、日本小児科学会の推奨も無効な
発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法
709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当し
ない。本人・接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事
由に該当しない。接種者親権者の同意は無効である(行政行為(し)の参考)

違法性阻却事由不存在であることが推定される

(3)期待可能性

権限なき主体として予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定に
よる第一号法定受託事務を行っていたとしても、行政行為(し)の(3)すべて
の行政行為が重大性明白性の要件を充足し当然無効である。市長とワクチン
接種室長、その他接種の職員担当者には刑事訴訟法239条2項処置の告発裁
断に基づき告発をして、違法無効な行政処分には機関訴訟を提起するなど違
法無効な行政行為を行うことを回避することが可能だったので、他の違法行為
の期待可能性存在の要件充足が推定される

(4)主観的要件としての故意・過失

作業による欺罔行為(論点1B口11・12)・ほかの当事者による作業による欺罔
行為(論点1B口10・論点1B口13)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1C口
10で詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に紛惑中
である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される、とくに126号
監査請求受理日以降は、論点1A口につき説明義務履行が原始的不能・使
能的不能になっていることを認識・諒解しながら説明義務履行の原始的不能・使

11

12

発給不能についてホームページ・接種券・同意書で周知していないので、未必の故意が認められる。故意が認定されない場合は業務上過失傷害の過失犯として主観的要素充足することが推定される

<キ>民事的責任 市民納税者からの国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

a 広報紙印刷配布とweb site掲載運営は自治事務にあたり行政行為(注)に該当した事実行為であり重違法68条68条違反・刑法156条公務執行妨害罪に関する民事的責任(国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務)(対象は接種者と来接種者)

(1)来接種者について

来接種者は接種者のように障害未達(果行)・傷害・同意書署名もしくは業務上過失傷害罪における有形力の行使主身体に付けていないので、ここに身体的損害について記載する。住民訴訟は客観訴訟ではあるが、66号監査請求で述べた厚生省も認めているシェディングエクソソームの被害を経験しない健康体の方には確拠もつかないようなので、ここでは監査請求人の個人的体験を記載してみます。

(a)身体的損害

ワクチン接種の3回目が始まった直後の2021年12月から2022年6月あたりまで、川口市内住宅街や川口駅西川口駅東駅間各駅付近では1日の救急車の稼働率が2桁に達することが多かった。ちょうど2022年1月2月前後の報道が3回目を接種したところから、関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。その症状は1日の救急車の稼働率に比例して悪化していたが、4回目以降は3回目までより接種者が少なく、同居の家族も厚生省のdisease詐欺事件(論点18イ)から安全性有効性に関する説明義務履行の侵奪的不能を認識し、4回目以降を接種していないので、ちょうど2022年7月あたりまでで自然治癒した。2022年6月10日ワクチン接種副反応はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信を監査請求人に送られたが、65歳以上の高齢者である親族2名はすべてのHERSYS発生病が無効であり重症化予防効果を目的に「などの記載に虚偽がある」という認識はしていなかった。この経過は、次の(b)(i)経済的損害の直接損害のところでも述べます

(b)経済的損害

(i)直接損害

関節部分にしか皮膚アレルギー症状が出たことのない監査請求人のすね部分に見たこともない皮膚病症状が出た。医師側の加害者のところでマツチボンプ医療のお布施を提示するのは無意味なので、監査請求人の皮膚病症状に対する対応療法ではなく、原因療法としてグルタチオンとビタミンDのサプリメントを3回接種者である同居の親族に定期的に飲用させた。サプリメント代金は監査請求人が負担した。

とどろき監査請求人の自宅に無料滞在する、同居していない3回接種者の親族に、見たこともない皮膚病症状が出たすね部分の写真もmail送信して、2022年4月は東京都内の品川プリンスホテルに宿泊してもらった。このホテル滞在費用は直接損害にあたる

(ii)間接損害

「重症化予防効果を目的に」などの虚偽の記載を信用した高齢者が接種をやめないで、国民1人あたり60万円の負担となっている。接種者の財産権(憲法29条)を間接的に侵害している。直接損害よりはるかに大きい。

(c)精神的損害

来接種者の精神的損害に関して、実施主体の市町村ではなく原賠事相手の国家賠償請求訴訟として例えば千葉地裁令和5年(ワ)第281号が係属している。

要点は

①厚生省自身が「厚生省通達文書(健感発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに属する。))の文書を保有していないので(乙37 理0716第12号 参照)、SARS-CoV-2、オミクロン株と(健感発0210-5号)で定義された病原体との同定作業が不可能なので、HERSYS発生病がすべて無効であること。

②厚生省自身が「厚生省通達文書(健感発0210-5号)」で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を

13

14

有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の文書を保有していないので無意味なPCR検査により、法定された病原体との同定作業が全くおこなわれていないこと。

となっている

(2)接種者について

現状 身体に対する有効力の行使に関する刑事告訴状書状が受理されない。 (a)身体的被害 (b)経済的被害 (c)精神的被害に関して

新薬法68条68条違反・刑法158条公務文書作成行使罪での捜査局を、司法警察団員に提出する計画である。

行政行為(1)について、被害求償(実行)・被害・同意被害者もしくは業務上過失傷害罪に関する民事的責任 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償請求と法定利息支払請求 (対象は接種者のみ)

ワクチン製造業者が判決により賠償を命じられる場合に備え、ワクチン製造業者に対して国が補填する契約を締結することができる(法附則第8条)が、一時金など損害賠償が不償である場合は、実施主体である市町村またはワクチン製造業者を民事訴訟で訴えることになる。身体的被害・精神的被害につき不法行為(国家賠償法1条1項)を構成する。

厚生労働省医薬品部「医薬品・医療機器等安全性情報」273号によると2009年新型インフルエンザワクチンの副反応死亡例133件も、接種との関連認められないとされていた。因果関係の立証は各法により異なってくるものの、ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(国賠法1条1項)の87件を除き1件であり、副反応検討部会と疾病被害救済金の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なっており、さらに国賠法では厚生省は再度因果関係を争うであろう。

(a)身体的被害

(1)不法行為

カカ(1)構成要件該当性 参照

(2)客観的要件に関する違法性阻却事由

市長とワクチン接種室長は128号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受診事務を行っている、との抗弁を提出したとのことであるが、接種なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受診事務を接種なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為(2)×ア→イ)。仮にもし違法性阻却事由に関する論議があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種室長は88号監査請求において川口市監査委員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と抗弁したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」ことは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種室長は88号監査請求において川口市監査委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、厚生省による、安全性・有効性の判断は「論点A」で言及したように、今まで行われてきたHERSYS薬生局が感染症法違反によりすべて無効であるので、無効な薬生局を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な薬生局を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(民法709条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。本人・親権者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者親権者の同意は強制である(行政行為(1)×ア→参照)

(3)因果関係

証明妨害について

まず、実施主体川口市の、不利益事項の不告知という不作為により身体的被害について因果関係の立証が困難な状況が将来された。治療中のワクチンは自分のすべてを公開することが義務付けられていないが、ホームページ・情報・同意書に治療中である旨の記載がないために、特例承認薬が星並り文書だらけで、因果関係立証が困難な状況が将来される点について接種者は認識できなかった(論点1C-1)

この点、証明妨害の取違(東京高裁平成3年1月30日判決 判例時報1381号

15

16

49頁以下)により、因果関係についての立証責任は、因果関係不存在についての立証責任が、実施主体川口市側にある。

(4)主観的要件

作為による欺罔行為(論点1Bロ付 12)、ほかの当事者主体による作為による欺罔行為(論点1Bイ・論点1Bロ付)の不告知・不作為による欺罔行為(論点1Cイロで詳述した不利益事項の不告知とホームページ・接種券・同意書に治癒中である旨の記載がない)があるので、主観的要件充足が推定される。とくに12B号型接種券受渡日以降は、説明義務履行が原則的不能・徹底的不能になっていることを正確・認容しながら説明義務履行の原則的不能・徹底的不能についてホームページ・接種券・同意書で周知していないので、故意が認められる。

(c)精神的損害

ご近所の取崩料請求権などに対する国家賠償債務と法定利息

参考資料：身体的損害に関する国家賠償請求訴訟第1号の訴状 西28

岩谷英紀氏によると、今回と同様にWHOがからんでいた2009年のインフルエンザ流行の件(86号調査請求口頭陳述資料提出)でも海外の学会で研究所並人口説が最も有力になっている、とのことである。

2023年5月22日EU理事会で開かれた第三回国際covidサミットを終えたpress conference [redacted] ミスラブ・コラクシツギ議員発言「世界保健機関(WHO)は、その被害を広めた時から、テロ組織として認定されるべきです。今日、WHOと契約するよりも、コロンビアの麻薬カルテルと契約する方が安全だろう。」後ろで笑ってるのはSincel議員

日本語

5月2日から3日間ブリュッセル欧州議会での国際covid-サミットwebsite

<https://www.internationalcovidsummit.com/>

European Parliament - International COVID Summitすべての動画 1st

●デビッド・マーティン博士は、「新型コロナウイルス開発の1965年からの寛容の歴史」で遺伝子のライセンスや特許を許可することのリスクと、機能研究の利得を巡ることにについて警告を発しました。SARS 1は、ノースカロライナ大学バリック教授が開発した「感染性複製欠陥」新型コロナウイルスの出現が計画された出来事であることを示す説得力のある証拠を提供してくれた。その証拠には次のようなものがある。2014年の秋に、ノースカロライナ大学チャペルヒル校の生物兵器研究所が複製強化研究の一時的な命令の免職を受けたこと。2016年には、米国科学アカデミー総会で「SARSコロナウイルスは2016年に人類に出現する準備ができていた」と述べた論文が既に掲載されていたこと特に、2019年4月、つまり新型コロナウイルスの勃発する数カ月前にモデルナ社は特許を4回改訂し、「偶発的または意図的な呼吸器系病原体の放出」をワクチン製造の理由として挙げた

●パンデミックデータ＆アナリティクス(以下、パンダ)のニック・ハドソン氏は、過去3年間、世界の経済や報道を支えてきた誤ったシナリオについて議論しました。

17

18

● Ciro Isidoro 博士は、コビットは新しい病気ではなく、昔からある病気であることを示し、後死を行わなければ死因を特定できないことを強調した。

● Giovanni Meledandri 博士は、コロナウイルスの進化について述べ、病気が猛くなり、ワクチン耐性の変異体が選択されるというパターンを示した。

● Stramezzi 博士は、イタリアでの早期対応の重要性を強調し、最も重要なことは、2020年6月にコビットが伝染可能な病気であることが知られたことである。

● Luis Fouchier 博士は、無症状と早期治療の効果について説明しました。特にマスクと関連データに焦点を当てた。

● Philippe Brouqui 教授は、コビットを治療するためにヒドロキシクロロキンを使用することについて分析を行いました。

● Pierre Kory 博士は、イベルメクチンについて、また、このコビットの時代を通じて、製薬業界と学術出版業界の事業全体がいかに危ういものであったかについて、詳しく述べられた。

● ジェイソン・クリストフは、メディアと情報技術がいかに高度化され、私たちに對して展開されてきたかについて講演しました。彼は、犯罪が行われ、心理学と心理技術（「ナッジ」技術を含む）が一般市民に対して武器化されたと結論づけた。

● ハーヴェイ・リッシュ博士は、「ワクチン」の有効性に関するデータ操作の問題点を例に挙げました。

● バイロン・ブライドル博士

● フランチェスカ・ドナート欧州議會議員（イタリア）は、午前中のセッションを締結し、真実、民主主義、自由の重要性について述べました。

● 欧州議會議員 Miskov Kolakuska（クロアチア）は、ノビドモックを定義すべきは世界保健機関ではなく、医師であるという明確な発言をしました。

● クリスティン・アンダーソン議員（ドイツ）は、EUのコロナ対策委員会の報告書は、今回の実行を通じて私たちが遭遇したあらゆる脅威を、常備として繰り返して

いることを強調しました。

● ゼゼッペ・トリット博士

● ナタリア・アブレゴ博士

● Giovanni Frisces 教授

● エマニュエル・ダールネス

● Alejandro Diaz Villagobos 博士は、メキシコでの不始末がもたらす小児への影響について話しました。

● Kirk Millican 博士（米国）は、COVID「ワクチン」に関連する心臓病、これらの「ワクチン」の小児集団への不必要な展開、それに関連する過剰な死亡率や罹患率について明確に説明しました。

● Rosanna Chiaren 博士は、「ワクチン」の普及への影響、スパイクが脳のミクログリアを活性化させること、またそのCNSへの影響について述べました。

● アルネ・ベルクハルト博士は、75件の一連の劇場で観察された心臓と肺の疾患について講演しました。博士はTwitterのスレッドで、ベルクハルト博士の指摘をいくつか取り上げています。*昨日（2023年5月3日）、EU議会で開催された国際COVIDサミットIIIで病理学者アルネ・ベルクハルト教授（ドイツ）による重要なプレゼンテーション*と書き始めています。

● ライアン・コール博士は、COVID「ワクチン」のがんへの影響について話しました。

● Vincent Pavan 博士は、フランスにおける全死因死亡率に関するデータについて話しました。

● Theo Schettens 博士は、ワクチンの配給と高齢者の全死因死亡率超過の波との相関を挙げました。

● ジェシカ・ローズ博士は、VAERSデータベースで報告された副作用の要約を発表しました。Rose 博士の10分間のプレゼンテーションは、Rumble HERE で見ることができ、彼女はプレゼンテーションのスライドを彼女の Substack

HEREで共有しています。

● Meryl Nass博士とKaterina Laidlaw博士は、国際保健規則の改正について警告しました。

● ロバート・マローン博士は、この日のハイライトをまとめ、サミットを締めくくりました。

今回の人型インデミック中に100国以下のファシズム国家となり下がった欧州でもとうとう、身体的検査に關し500人による集団訴訟がTGA、保健・高齢者医療省長官のブレンダン・マローニー博士、健康製品規制グループの副委員長ジョン・スケリット教授に対し提起された。それでも日本に次ぐブービー賞である。日本ではNHKがワクチン死亡者をコロナ死亡者と報道して、NHK会長が放送法違反について国会で検証している？？のようなので、現人に口なしの状況となっている。世界経済自由度ランキングが後進国並みに異常に低いので、野村英紀氏のおっしゃる通り毎月18か月程度のタイムラグがあるとする日本でも数千人単位で集団訴訟が起きてくるのは2024年以降になるのだろうか？

身体的検査に關する国家賠償請求訴訟国内第1号の訴状 河04によると、共同不法行為の被告は国と製薬会社ファイザーと実施主体である市町村である。訴状は相続人2分の1の分割償還であるので、仮に似たようなケースで川口市に対する相続人全員の請求となった場合訴訟額は2800万2054と法定利息となり、国と製薬会社ファイザー、実施主体である川口市での案分額の負担と仮定すると、死亡事例1名で川口市に対する数百万の請求となる。実施主体の川口市が仮に勝訴しても弁護士費用は納税者から見たら損失である。

乙11の証拠が示したように90日以内短期死亡率は数%であり、運動性の害となっているが、「死人に口なし」の状況について、他界された犠牲者の方がたには、この場を借りて欧州国會議員Anderson氏のことをおくりします。

「EU世界健康戦略をひとりで言えば、それは納税者からの数十億ドルを大手製薬会社に強制的に供給し、無効で有害さらには致命的な製品を作らせるものだ。そして致命的な製剤によって引き起こされた被害の賠償コストを納税者に転嫁する。委員会の会長は公務の最中に自分の夫の金儲けを平助ける。政府の権利をWHOに移行することによって民主国家の精神である市民の権利を奪う。そしてこの一切を国民の福祉向上のためだと大義名分を唱える。異なる見解を持つ人々を誹謗中傷し侮辱し排除する。このすべてが健康と無関係だ。これ(WHO/インデミック条約)はヨーロッパの生業を民から

国民の統治権を奪おうとする計画なのだ。過去3年間を見れば明らかだ。EU、WHO、大型製薬企業の後共衛生事業の関心は兵器産業が世界平和に対する関心と同じだ。つまり全く関心ない、ということだ。」

日本語訳

<>行政責任

川口市は 下記aとcに關する<キ>民事的責任

● 憲法56条88条違反・刑法166条偽公文書作成行使罪に關する国家賠償債務と法定利息

c 被害未遂(暴行)・強姦・同意無き猥褻もしくは家宅上過失傷害罪に關する国家賠償債務と法定利息

を負担する可能性があるが、過失相殺など個別事例が不明なので、現時点で認定額も不明になる。

川口市が負担する国家賠償債務に關し市長・ワクチン後援会長に対する国家賠償法1条2項の求償権と民法709条に基づく損害賠償請求権があるが、<キ>民事的責任cにつき、個人の資力で担保できるのか不透明である。

1 違法性の要件

ワクチン接種推進委員長、保健事務員と川口市長について、下記の事項ABCDEに關する刑事訴訟法239条2項違反、2名の監査委員について、88号監査請求書受理日2022年12月19日以降2名の監査委員は論点1A1B・1Cについて

21

22

の判断法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。2名の監査委員について、前回126号監査請求書受理日2023年8月24日以降2名の監査委員は議点1Aロ1Bハ1C1Dイについての判断法239条2項違反に関し、地方自治法199条の2の「自己」にあたり、利害関係の「害」に關することが地方自治法199条の2「事件」にあたる。

A 予防接種法違反・憲法25条違反

イ 予防接種法2条違反 別紙資料 参照 甲2 file 1A.pdf

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種要請書にてPDF資料添付

にもかかわらず返信なし

ロ 予防接種法附則第7条要件未充足

注記:前回86号監査請求の口頭解説で、SARS-CoV-2公式文書による病原体未証明ですが、病原体名称は与えられている(covid(感染症名)と、記述したのは誤りです

a 前提としての感染症法違反

HER-SYSに感染症名(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに限る。))の表記が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく伝出の要件を欠いている。感染症が、医師から伝出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく伝出の要件を欠いている厚生労働省に報告する行為は感染公文書作成等罰(罰則第156条)を構成し、知事かこれまでにHER-SYSのdataを厚生労働大臣に報告した行為は感染公文書作成等罰(罰則第156条)を構成する。よって発生して行われてきた感染症にもとづくHERSYS発生届はすべて無効である。予防接種法附則第7条「厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに限る。以下同じ。))の拡大予防防止の必要があるとき」とに該当しない

>> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第四十 法第十二条第二項第一号に掲げる者(感染症(法五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。))にかかっていると疑われる者を除く。))について、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

一 当該者の職業及び住所

二 当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者(親権を行う者又は扶養人という。以下同じ。))の氏名及び住所(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)

三 感染症の名称及び当該者の症状

四 診断方法

五 当該者の所在地

六 初診年月日及び診療年月日

七 病状に鑑別したと推定される年月日(感染症の患者にあつては、発病したと推定される年月日を含む。)

八 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域(以下「感染原因等」という。))又はこれらとして推定されるもの

九 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名

十 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認められる事項

その後、HER-SYS入力項目は18項目から8項目に簡素化されたが、感染症系は入力項目になっていない。下記は感染文書の文書ですが、図表がわかりやすいのでとりあげます。 - Z1 file 1A / ロ / gifu.pdf

<https://www.gifu.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/ncj32f6428dbc20e1f10087b822495b0.pdf>

新型コロナウイルスは、一般集合名詞であるところ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに限る。))の定義については、厚労省通知文書(厚労発0210-5号)において、次のように記載されている。

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和國から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに限る。))

23

24

トオミクロン株は、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定された病原体ではない、HER-SYSで使われている「新型コロナウイルス感染症」という表記は、「新型コロナウイルス」という感染症及び感染症法施行令に存在しない表記を使っている。オミクロン株のまん延を理由とした株と分属大域のワクチンの指定には、法的根拠が存在しない

また、SARS-CoV-2と厚労省通達文(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスと令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の病原体が不明であるが、SARS-CoV-2とオミクロン株の関係性も不明である

なぜならオミクロン株を含むコロナの複製系全てが自然の原理では考えられない変異が存在し、人工である可能性が高いからである

荒川氏論文 Z2 file / 1A / 0 / arakawa3.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

日本語blog解説

[REDACTED]

[REDACTED]

フーリン切断部位について引用

下記は荒川氏blogより引用

>>フーリン切断部位は新型コロナウイルス(緊急請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)進化の途の1つであり、新型コロナウイルス(緊急請求人による注釈:この記事ではSARS-CoV-2を示していると思われる)が人工ウイルスではないかと疑われている理由の1つでもあります

[REDACTED]

下記は田中博士Twitterより転載引用 youtube)同日米語訳が怪しいです

>>研究開発過程の最も有力な候補は注釈は、武漢研究所を含む研究グループがDARPAに提出したフーリン切断部位を持つ研究計画である。人工合成に好都合な両側面切断部位の複製は、人工改造の遺伝子バリエーションのQ614G変異は人工改造の証拠になる。フーリン切断部位のCGG-CGGコドンに、新型コロナウイルス変異体と変異が見られないことは、天然起源の証拠とならない(緊急請求人による注釈 : SARS-CoV-2ワクチンは開発元DARPAプロジェクトでファイザーなど製薬

25

会社はラベルを貼っているだけ)

開発元DARPAプロジェクトについて

Z3 file / 1A / 0 / pfizer-mo-covid-19-vaccine-contract.pdf modema-covid-19-vaccine-contract

<https://www.hhs.gov/files/default/files/pfizer-mo-covid-19-vaccine-contract.pdf>

[REDACTED]

<https://www.hhs.gov/files/default/files/modema-covid-19-vaccine-contract.pdf>

[REDACTED]

田谷氏論文 Z4 file / 1A / 0 / hkakaya.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

日本語随時解説

[REDACTED]

[REDACTED]

3d tweet 参照

>> 今回一瞥見たこと、迷走がかかるので組織系は伏せるが、新型コロナの塩基配列が公開された瞬間、その情報は大量になっただけ。みな人工起源を疑ったとのこと。だが、その塩基配列が何れ、この塩基が所詮でなくなったそう。米軍の科学ではあってはならないこと。生命科学は今より異常;

[REDACTED]

[REDACTED]

田谷氏と荒川氏の共有論文 西D1 file / 1A / 0 / 2022Omicron_Paper_final3.pdf

26

日本語解説

近日、米国エネルギー省やFBI長官がRadhaに前CDC長官に付き、SARS-CoV-2感染源を所蔵し、流出の可能性があると言及したが、そのこと自体はSARS-CoV-2の感染源をいかに調査し、その結果をいかに活用するかという点に焦点が当てられているように思われる。

フーリン感染源について2022年8月3日時点で、すでに米国公報で言及されている

<https://www.hogon.senate.gov/subcommittees/alsohearings/revisiting-pair-of-function-research-what-the-pandemic-taught-us-and-where-do-we-go-from-here/>

立派な委員会

<https://oversight.house.gov/hearing/investigating-the-origins-of-covid-19/>

マルコ・ルビオ上院議員によるまとめ文書
02 file / 1A / 0 / CD38C3317D187A25E8FF01E8FB869357.rubio-covid-origins-report-final.pdf

丙

前回の8月10日以前に述べたように米国コロナワクチン訴訟原告代理人弁護士RENZ弁護士は、米国やドイツは日本とちがいの能力のある訴訟事件を起している。刑事訴訟・行政訴訟は門外漢の扱え下される標準が高いので、ECOHEALTH ALLIANCE, INC., PETER DASZAK,その他を被告とする10億USDの損害賠償請求訴訟を民事訴訟で提起されました。(米国では2023年4月10日新型コロナウイルス関連の国策訴訟事件は正式に解決された)

このことに関し他国地価値の取引手帳がメディアで言及した内容は原告弁護士によると海外の媒体から1年半遅れている、とのことである。

下記はそれとは別の日本語メディア報道

日 憲法第86条第8項違反

原告側訴訟者に憲法156条憲法公文書作成行使権が成立する可能性 - 憲法21条違反

イ 日弁連憲法問題対策本部 副本部長 伊藤武史のに提出済み要請書6の15の231用 甲B

>>601,

名古屋大学・小島第二名教授が指摘された原告側HERSYS統計詐欺問題について、原告側自身はコロナワクチン接種率を交付している地方市長とワクチン接種率を交付する、憲法第86条第8項を主張して、その際、米国の国家統計局の基礎資料も提供して、新型コロナウイルスワクチン接種率調査に記した署名は無効であると通知しました。地方市長とワクチン接種率調査からは憲法第86条第8項違反の点につき当事者の同意書も有効性の件をのぞき置いたが、原告側自身は、原告側自ら接種率不明者を接種率に計上している点、憲法13条自己決定権の侵害、憲法21条知る権利の侵害だと思いませんか？原告側はPCR検査結果も正確でなく分子をPCR検査結果者にしなければ意味がありません。また原告側の接種率内訳も不明です。この件は原告側の証言に問題はない、と断言されている原告側弁護士のWillieに詳細な記録が記録されています。

その後この問題を調査すると、原告側は原告側AOC第80回資料から接種率調査報告書を「非公開」対応で反応されました。すでに憲法21条は憲法第86条原告側によって空文化したといえるでしょうか？ 甲10 file 1日 / イ / 5no1 / 5no1.png

27

28

2023年3月追記

未記入を未検疫に計上、の件の問題点が科学的に解決したとしても、偽造1Aで言及したように、HER-SYSに偽造者の症候が存在しないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の義務を欠いている。保健所が、医師から届出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の義務を欠いている発生届を誤知照に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成し、知事がこれまでにHER-SYSのデータを厚生労働省に提出した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する。今更に行われてきた感染症法にもとづく(HER-SYS)発生届はすべて有効であるので、厚生労働省によるAQB登録情報作成も虚偽公文書作成等罪(刑法第156条)を構成する

2023年8月追記

2023年2月発行版 厚労省・COVID19感染症の手引き 13page 接種歴不明者を未接種者に計上している第70回ADB資料・第80回ADB資料からdataを引用し、グラフの期間は第80回ADB資料から作成し、接種歴不明は未接種者にはなく、まとめの計に入参、されている。まとめの計が全部合わない虚偽dataとなっている。
P03 file / 1B / イ / 5no1 / 000896655.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/000896655.pdf>

>>5の2、

厚労省がワクチン副反応科全での資料page16で心筋炎の症状を「1から2週間持続した後に回復期に入る」と主張する主張として挙げた「東京大学医学部」の資料は「心臓病の資料が掲載されている。」「心臓病が原因で、左心室の収縮の回復も遅くはない程度で起こる」と書かれており、決して軽い症状ではない。それにもかかわらず心臓病の資料を隠した厚労省担当者には刑法156条虚偽公文書作成 行使罪が成立する可能性があります。この論文は東京地裁に提出している(民事訴訟係属番号不明)、厚生労働省を被告とする、ニールンベルク新聞に載った文書不開示決定違憲訴訟2022年11月29日東京回口開弁論日にてすでに主張されています

第11 file / 1B / イ / 5no2 / 000798582.pdf

第12 file / 1B / イ / 5no2 / JCS2009_zum_h.pdf

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/000798582.pdf>

心臓病グラフについては2022年3月4日参議院予算委員会では村松参議院議員が言及された

第13 file / 1B / イ / 5no2 / 5no2a.jpg 5no2b.png 2023年3月16日対応URLで図像確認、現在の厚労省のHPは改定されたものに差し替えられているが、2023年8月17日SNS配信は未だに削除されていない

<https://twitter.com/MH11Writer/status/1448893768305184285>

2023年3月追記、ジョンスホプキンス医科大学の公衆衛生政策の教授Marty Makary博士はコロナ接種後の最大の脅威は、アメリカ政府であり、JAMA誌によるとワクチン接種後のほうが4倍から20倍で心筋炎が発生している、と学会発表

Z5 file / 1B / イ / 5no2 / jama.png

引用元動画

日本経済

Makary博士は2021年7月時点のWSJでCDCはコロナ死とした子供達の死因をCovidによるものか持病によるものか調査していない、正確なリスク調査なしに子供にワクチンを打つのはおかしいと疑問を呈されてました。 Z8 file / 1B / イ / 5no2 / Mihongo.pdf

心筋炎については 論文1Bニ EMAへのファイザー提出資料参照

日弁連要望書5の1の件につき、

Saturday, June 18th, 2022 at 3:31 PM 市長とワクチン接種推進長あてmail送付済

日弁連要望書5の2の件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種推進長あてmail送付済

口

a 原告者がワクチンに感染予防効果があるという審判を保持していない旨の不備示決定文書があります... 11月24日発行124第6号国示放米2389

甲15 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a.jpg

甲16 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4a2.jpg

b 日弁連産後院闘対策本部 部本部長 伊藤真純に提出済み要望書7の4引用

>>7の4後半部分

2022年10月10日欧州コロナ公理会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるか何ら実験をしていないと認めました。この点については2022年11月11日に原告エイズ 裁判の原告である川田重平参議院議員が参議院予算委員会発言されました

file / 1B / 口 / nkh/banren3.pdf 甲9と同じ

下記欧州議会 公聴会動画はDL不可です ので「ファイザー製のワクチンが市場に流通する前に感染を防ぐかどうかのテストをしたか、この件に関してデータを提出するつもりはあるか」(18:22:50)と質問に対してファイザー社役員のSmall氏は「はいえ、市場で何が起きているかを理解するためには科学のスピードで動かなければなりませんでした」(18:31:46)と答えた部分の静止画部分をばば提出します。 04 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.png 7no4g2.png

https://multimedia.europarl.europa.eu/andrewstearns/covid-committee-meetings_20221010-1430-COMMITTEE-COV/

発言者Rob Roos 欧州議会議員「コロナ公理会でファイザーの役員は、ワクチンが感染を止めるかどうか何ら実験をしていないと認めた。他人のためにワクチンを接種しましょうという宣伝は全て嘘である。この嘘に基づいてワクチン/スポートが強制された。」

甲17 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4b.png

なお、この論文はとくべつ新しい論文ではないことを、すでに市長と市長あてmailで述べさせていただいております

c NYの最高裁判所でもワクチンに感染予防効果が認められないのでワクチン/スポートは違憲という判断が出ました。

d にもかかわらず、厚生労働省・岸田首相・官邸官邸自ら、感染予防効果や重症化予防効果を宣伝しています。 論文1B / 口 / 7no4 / 7no4c参照

甲18 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4c.jpg 甲19 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d.jpg

この件につき、

Friday, November 4th, 2022 at 10:45 AM 市長とワクチン接種推進長あてmail送付済

引用元動画

甲20 甲21 甲22 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4d / media_b2073600_1.png 17 media_b2073600_2 media_b2073600_3

<https://nhtv.gov-online.go.jp/prg/prg24394.html>

甲23 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4e.png

https://twitter.com/kantei_vaccine/status/1443416684501487616

71

72

甲24 file / 1B / ロ / 7no4 / 7no4f.png 7no4f2.png 甲28

この件につき、Friday, November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室長あてmail送付済

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/ga/0011.html>

この資料で「また、感染や重症化を予防する効果も確認されています」「報告があります」と何度も書いていますが、添付文書の効果・効能は変わっていない。収容会社が認めたのなら、添付文書にも感染予防や重症予防が加わるはず。しかし16回改訂されても、効果・効能は変わっていません。承諾を受けた効果の範囲をこえることを言っている

https://twitter.com/MHI_Walter/status/1627865978007879680

添付文書に記載されている効能は重症予防効果のみのことなので、収容法55条56条違反に該当する。「市民」に当たらない場合は、虚偽公文製作成罪(刑法156条)を構成する、仮にここで特例が認められれば、安全性・有効性の

判断という事実行為が存在したとしても、収容者による、安全性・有効性の判断は、法的にあり得る以上、今更に行われてはならない。収容者が法的に法的責任によりすべて負担するもので、後から発生した訴訟にいたっては、収容者の判断という事実行為も不実行(収容法55条56条)を構成するからである。ZS file / 1B / ロ / 7no4 / 6665b.png

(1) 重症化予防効果は認められません。

2022年8月10日ワクチン接種室長はワクチン接種は重症化予防のために行うとのmail返信をされた。そこで監査請求人は Wednesday, June 15th, 2022 at 3:09 PM 下記内容の返信をかけた

→市長とのワクチン接種室長との自らの責任と範囲において、今回のコロナワクチンに、重症化予防効果がある。と自らご判断されたことですが、下記の点を確認されてのご判断でしょうか？ 第2波、第3波、第4波では、重症者数と死亡者数は対応して、2021年9月の第5波は重症者は大幅に増加していますが死者数は減少しています。ところが2022年の第6波では、第5波より重症者数(第5波は273)に減少しているにもかかわらず死亡者数(第5波は273)は増加しています。第6波までは重症者数と死亡者数はほぼ一致しますが、第6波は死者数増加のために死亡者数は増加し第5波の1.5倍程度、コロナと判断されたにもかかわらず死亡者数は増加しています。第6波以降はコロナウイルス感染対策アドバイザーボード(会)第14号(第14号)の資料によると、重症者852名に死亡した方が220名、しかし、解離状態・重症から亡くなった方が1685名。重症化して亡くなるより重症化せずに亡くなる方が9倍も多いです。第6波ではそもそも重症化しているひとのほうが異常に少ないのに、市長とのワクチン接種室長などの自らの責任と範囲において重症化予防効果があると判断された、ということですね？これはいったいどういうことなのでしょう？重症化していないのに重症化予防効果があるという認識は、その範囲から範囲外に拡大していませんか？それとも川口市だけ重症化している数日のデータをもとにご判断されたのでしょうか？その他ワクチンのゼロ効果ならぬマイナス効果についてはすでに、海外国の公的データで明らかになっておられますので、ご考慮ください。

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_

<data/file/1063028/vaccine-surveillance-report-week-12.pdf>

277

34

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1088758/vaccine-surveillance-report-week-13.pdf

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1027511/vaccine-surveillance-report-week-42.pdf

https://www.health.govt.nz/covid-19/new-coronavirus/covid-19-data-and-statistics/covid-19-case-demographics#vaccinations/details

その後の第7条でも同じ傾向 甲29日 18/7 7704/67.png

この件に關しての返信など 2021年11月10日 18/7 7704/67.png

12

川口市の自治体としての薬法56条68条違反・市長や担当者に罰法156条虚偽公文書作成行使罪が成立する

可能性・罰法13条21条31条違反

(1) 防疫事件の真相

川口市は毎月正確かつぐに「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」というPCR陽性者回数速報を、毎月ではないものの、「新型コロナウイルス感染症のお知らせ」と同じpageに掲載したり、すぐ別のpageに転載していることがある。そしてバックナンバーを川口市websiteに掲載している

乙4 18/7 18/7 7704/202206.pdf 202111.pdf 202306.pdf

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01010/020/272480.html

「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」部分のPCR陽性者の図表については、

…速報1Aで否及したように、HERSYSに感染症名の表記がないので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている。保健所が、保健所から届出された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の要件を欠いている発生届を無知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(罰法第156条)を構成し、知事がこれらをHERSYSのデータを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(罰法第156条)を構成する。よって今まで行われてきたHERSYS発生届は虚偽公文書違反によりすべて無効であるので、広範かつぐに掲載するための担当官による国家公務員法第156条(虚偽公文書作成行使等罪(罰法第156条158条))の構成要件に該当することが推定される

2021年11月号、2022年6月号で「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」という図表の別のpageに「新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ」を掲載し、「重症化予防の効果が認められ」「重症化予防を目的に」という趣旨を述べ、バックナンバーを川口市websiteに掲載している点は、薬法56条68条違反にあたる。最新号2023年6月号「オミクロン株対応ワクチン」表記も薬法56条68条違反にあたる。添付文書にはSARS-CoV-2に対する重症予防効果について記載されていないからである。また18/7 18/7 7704/67.pngで述べたように、情報提供後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたとえ存在したとしても、担当官による、安全性・有効性の判断は、速報1Aで行ったように、今まで行われてきたHERSYS発生届が虚偽公文書違反によりすべて無効であるため、無効な発生届を前記した安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家公務員法第156条158条)を構成するからである。薬法56条68条の「虚偽」にあたらない場合は、「重症化予防の効果が認められ」、「重症化予防を目的に」、「オミクロン株対応ワクチン」という趣旨をしている点について、虚偽公文書作成行使等罪(罰法第156条158条)の構成要件に該当することが推定される

構成要件に該当することが推定されるので、構成要件に該当しないという主張について川口市長とワクチン接種担当官に立証責任がある

(2) 在職務行為に關する政治性団結禁止

市長とワクチン接種担当官は126号監査請求において監査委員に対して予防接種法(昭和23年法律第

35

36

68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を行っている。との抗弁を提出したとのことであるが、権限なき主体により処分行為として通知された予防接種法(昭和23年法律第68号)第29条の規定による第一号法定受託事務を権限なき主体として行っていること、そのこと自体は客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由にあたらない(行政行為論)と主張する。仮にもし違法性阻却事由に関する議論があったとしても、故意・過失などの主観的要件で考慮されるべき事由である。

市長とワクチン接種委員は86号監査請求において川口市議会議員に対して「コロナワクチンは強制ではない」と発言したとのことであるが、「コロナワクチンが強制ではない」とは客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。また、市長とワクチン接種委員は川口市議会議員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれている」と抗弁したとのことであるが、片務者による、安全性・有効性の判断は、法令(人口で決定)により、今まで行われてきたHERSYS発生時が感染症法違反によりすべて無効であるため、無効な発生時と前提した安全性・有効性の判断という行為行いも不法行為(国政活動法1条・発生706条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。日本小児科学会の推奨も無効な発生時前提にした安全性・有効性の判断という行為行いも不法行為(発生706条)を構成するので、客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。接種者の自己決定権も客観的要件成立を阻害する違法性阻却事由に該当しない。

注記1: 日本小児科学会については月夜渡英理恵子に賛助したように、英理恵子と世界中の公的機関がワクチン接種後13日以内・28日(接種後8日以内)の死亡をdata除外するのではなく、接種者でカウントしてきた点につき、反論を明確にしている。この点は子どもコロナプラットフォームのセミナーでも三浦清晴が言及されました。

注記2: 日本小児科学会について、前回86号口頭陳述で述べたように、いち個人とその関連団体の利益追求団体となっているWHOについては公益性にかけるのでまったく信頼できませんが、2023年3月28日、WHOの「予防接種に関する戦略的諮問委員会(SAGE)」はこれまでの新型コロナウイルスの動きを決定した。重要な変更は6月から17歳の健康な子供や青年には必ずしも接種する必要があるとし、日本小児科学会の推奨はWHO推奨と矛盾することになるのだろうか? ロイター日本支社の日本経済新聞のしかたでSNS上の誹謗が激化したようなので、原文をdeepL翻訳では現されることをおすすめします。乙35 file / 18 / 口 / 7m04 / 20230329.pdf

ロイター日本支社の日本語記事

[Redacted text block]

原文

[Redacted text block]

注記3: またCDCのワレンスキー所長が新型コロナワクチン接種者がコロナを伝染できると直近公理会で主張され、前書に引用した。科学の進化にそうす。日本小児科学会の推奨はCDC推奨と矛盾することになるのだろうか?

(3)客観的要件に関する期待可能性

(a)行政公文書作成従事罪(刑法第156条)について
国政の事務及び地方自治の事務に対する国民に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく国政の事務を規定していない点につき刑法第238条2項公職員の怠慢罪に基き考慮して、過失要件を充足するように努力することが可能だった中で客観的要件に該当する期待可能性存在の要件充足が認定される

(い)感染症法66条88条違反について
川口市長とワクチン接種委員は特別承認事項と添付文書を承認通知すればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が認定される

他の違法行為の期待可能性ないと抗弁される場合、他の違法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種委員側に立証責任がある

(4)主観的要件
主観的要件として、証拠に照らして156条158条・感染症法66条88条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが認定される

虚偽であることを認識していることが認定される要素

(a)行政公文書作成従事罪(刑法第156条)について虚偽であることを認識していることが認定される要素

(a)行政公文書作成従事罪(刑法第156条)について、今まで行われてきたHERSYS発生時が感染症法違反によりすべて無効であるが、既に川口市長とワクチン接種委員がHERSYS発生時が緊急時(新型コロナウイルス感染症)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)として、有効に届け出されたときを待っている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものはオミクロンなので、当該と客観に不一致がある。オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。

また、あらたに監査請求委員popa「どのような措置を請求するのか」3)部分に
令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不訂決決定された文書第8716第12号を
乙37として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保存していつにもかわらず、HERSYS発生時が緊急時(新型コロナウイルス感染症)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)として、有効に届け出されたときを待っている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものはオミクロンなので、当該と客観に不一致がある。オミクロンは、感染症法、予防接種法、感染症法施行令に規定されていない。

37

38

欠いている発生届を県知事に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)を構成し、知事がこれまでにHER-SY Sのデータを厚生労働大臣に報告した行為は虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)を構成する。よって含まれてきたHER-SY S発生届は感染症法違反によりすべて無効である。県web版「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記している点について、虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)の構成要件に該当することが確定される

「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記している点は、薬機法66条68条違反にあたる。前掲文書にはSARS-CoV-2に対する重症予防効果についてしか記載されていないからである。また1日1回、却て述べたように、特例承認後の厚労省による、安全性・有効性の判断という事実行為がたゞえ介在したとしても、厚労省による、安全性・有効性の判断は、点A1A2で示されたように、今まで行われてきたHER-SY S発生届が感染症法違反によりすべて無効であるので、有効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家公務員法1条・民法709条)を構成するからである。

「薬機法66条68条の「広告」にあたらない場合には、「重症化予防効果などを高める効果があります」という表記をしている点について、虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)の構成要件に該当することが確定される」

状況要件に該当することが確定されるので、構成要件に該当しないという主張については川口市長とワクチン接種推進委員会に立証責任がある

(2)実質的要件に関する期待可能性

(ア)虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の義務を充足していない点につき刑事訴訟法239条2項公務員の責務義務に基づき要求して、届出要件を充足するよう努力することが可能だったので実質的要件に関する期待可能性存在の要件充足が確定される

(イ)薬機法66条68条違反について

県知事と県医師会代表者は特例承認書類と添付文書を確認通知すればよいだけなので、客観的要件に関する期待可能性の要件充足が確定される

県知事と県医師会代表者に他の適法行為の期待可能性ないと排斥される場合、他の適法行為の期待可能性ない点について川口市長とワクチン接種推進委員会に立証責任がある

(3)主観的要件

主観的要件として、故意に刑法第155条・薬機法66条68条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、虚偽であることを認識していることが確定される

虚偽であることを信託していることが確定される要素

(a)点A1A2で示されたように、今まで行われてきたHER-SY S発生届が感染症法違反によりすべて無効であるが、仮に県知事と県医師会代表者がHER-SY S発生届が感染症(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝播する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに属する。))として、有効に届け出られたと考えている場合、令和3年11月以降あたりから現在まで流通している病原体らしきものはオミクロンなので、主観と客観に不一致がある。(オミクロンは、感染症法、予防法、感染症法施行令に規定されていない。)

また、あらたに監査請求書第page1のような修正を請求するのか3)33分に令和3年7月15日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書第0716第12号を乙27として証拠提出しました。厚生労働省が当該文書を保有していないにもかかわらず、HER-SY S発生届が感染症

(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝播する能力を有することが新たに報告されたものに属する。))であるものに限る。))として、有効に届け出られたと認識するのはそもそも不可能である。

(b) がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事への発生届届出申立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未だの故意の存在が確定される。

県知事と県医師会代表者の主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種推進委員会に立証責任がある

他方で、点A1A2で示された埼玉県知事自身のHER-SY S発生届に関する虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)成立要件については、 がさいたま地方裁判所へ申請した埼玉県知事自身の届出申立て文書が2023年1月に送達されたので、2023年1月以降は主観的要件として未だの故意の存在が確定される。

この点埼玉県知事自身のHER-SY S発生届に関する虚偽公文書作成等罪(刑法第155条)については附表12 川口市の自治体としての薬機法66条68条違反(市長や担当者に刑法156条虚偽公文書作成等罪が成立する可能性・薬法13条21条31条違反について、片面的ほう論(刑法62条)が成立する可能性がある

埼玉県知事について主観的要件を充足しない点については川口市長とワクチン接種推進委員会に立証責任がある

g 添付文書4の熱伝・効果のところには感染症の予防という記載のみがありますが、これは特例承認時の重症予防効果のみを示している。(同封名附書)

特例承認書類「C/1/6/1/000730000.pdf 54page 57page

>>1.1 有効性及び熱伝・効果について

専門協議では、専門委員より、報告(1)の「7.R.2 有効性について」及び「7.R.6 熱伝・効果について」の補論の判断を支持する意見に加えて、以下の意見が出された。・「海外C/1/6/1/000730000 33 頁」について、最新の有効性データは添付文書にあり、VEの結果は2 国産 接種後短期間のデータであることは医療現場に情報提供する必要がある。また、長期の有効性データは引き続き収集するとともに、有効性の持続期間が明らかとなった場合は、追加接種の必要性についても検討する必要がある。

・本例のCOVID-19 重症化抑制効果は、臨床試験の結果からは十分な評価が得られていない。しかしながら、本例のCOVID-19 重症予防効果により重症患者が減少することで、結果的に重症患者や死亡者数の低減につながる可能性は期待できる。

・本例のSARS-CoV-2 重症予防効果は、臨床試験では評価されていはい、本例に適用した場合であっても、感染拡大防止のため、調査、検証及び費用の面、手洗いやマスク等々の基本的な感染予防対策は継続して行う必要があり、この点は重症患者及び医療現場にも伝わるべきである。

41

42

・免疫賦活性と免疫予防効果との関連については今後検討する必要があります。

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4g参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4g.jpeg
画像1B / 口 / 7no4 / 7no4h参照 甲25 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4h.jpeg

日弁連憲法審査会報告で引用されていたKennedy氏がおっしゃる通りに感染予防効果や重症化予防効果のほかにも全死因死亡率の顕著な減衰が必要です

画像1B / 口 / 7no4 / 7no4i 参照 甲27 file / 1B / 口 / 7no4 / 7no4i.jpeg

文献LINK

[Six Month Safety and Efficacy of the BNT162b2 mRNA COVID-19 Vaccine | medRxiv](#)

この全死因死亡率に関する文献がFOX newsで言及された。下記は日本語訳

2022年12月29日
米国FDAへのファイザー提出資料(乙11)について
2022年3月29日に米国FDAの報告である川田平太郎議員連名が厚生労働委員会
で言及され、その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会、2023年6月
12日原口一博元総務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。この文書7page
1223人については、疫学的な作用がある場合特定MDは別のファイザー提出資料より短期死亡
率5%と算出されました。のナオミ・ウルフ博士は他の文書を参照せず、この
文書単体では追跡不明だった患者をのぞくと32,895人の患者のうち1,223人(3.7%)が死亡と
算出された。2021年2月より有事案を参照しながら、この文書を日本国厚労省に、製造会社か

この報告として未提出なので製造会社は薬機法第68条の10第1項違反を構成する
乙11 file / 1B / ハ / 7no4 / release_5.3.6-postmarketing-experience.pdf

口弁連憲法向憲法本部 副本部長 伊藤真樹に提出済み要出さずの4引用

> > 7の4 前半部分

アメリカの情報公開請求訴訟によって公開されたファイザー資料(乙11)については3月29日に参
事会委員の報告である川田平太郎議員連名が厚生労働委員会で言及され、(その後
2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院・予算委員会、2023年6月12日原口一博元総
務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。)この文書については、疫学的な作用も
ある場合特定MDは別のファイザー提出資料より短期死亡率5%と算出されました。2022年6月に
更新された資料12pageでは、日本で前年同月比10%の出生率低下、米国で前年同月比64%の
出生率低下、TWで前年同月比23%の出生率低下(マイナス2.8sigma)、ドイツで前年同月比
13%の出生率低下(マイナス3.8sigma)、となった原因が2つあり、世界中の医師がこの文書に
言及しています。

[2022年12月29日オーストラリアの出生率が67%も下がった原因は何なのか?オーストラリア国会議員 Malcolm
Roberts]

下記は[versalily.org](#)代表Steve Kirsch氏によるアメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提

43

44

出資料提供

下記はDoppel日本国語訳語です

ファイザーはFDAへの文書で、彼らのワクチンがCOVID-19を「予防する」と繰り返し主張した

1ページ目の15A欄に、「16歳以上の個人におけるSARS-CoV-2によるCOVID-19を予防するための預想的な予防接種」という提案された試験を持つ製品の申請であることを主張

3ページ目で、また同じ主張をしているのだが、今回は、ポイント6で詳しく説明している特許放棄の文書で、このような主張をしている。

非らは、「この最初のBLA申請の対象である適応症の提案は、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を予防するための適切な免疫である」と記載

また、この文書の1ページ目では、「提案されているワクチンは、16歳以上の個人における重症急性呼吸器感染症新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防のための適切な免疫」だと再び主張
Z19 file / 1B / 1A / 7no4 / a / 125742_S1_M1_35bn.pdf

Z29 file / 1B / 1A / 7no4 / a / 125742_S1_M1_walver-req-designated-eunex.pdf

Dr Pivovは、この注射の副作用が、定期的にブースター注射をすることで増加することを知らなかった。

文書21pageで、「BNT162b2(V3)を14歳以上の健康な若者で試験された」と記載されている。皮膚の発疹やアレルギー反応は、1回目の注射に比べ、2回目または3回目の注射の後には高かった。

初回接種後、大部分の副作用はごく軽微の痒疹、あるいはまれに注射部位の腫脹が認められた。2回目または3回目の接種後、痒疹と紅斑の発症率は中程度またはまれに重度まで増加した。[強調]明らかに、彼らは副作用が副作用的であることを知っており、したがって、ワクチンがこれらの効果を引き起こすことを知っていた。

Z21 file / 1B / 1A / 7no4 / b / 125742_S1_M2_24_noncritical-overview.pdf

ファイザー社は、彼らの注射が注射部位に留まらないことを知っていた。

バイラム・フライドは5月に日本政府からFOIAで入手したものと全く同じデータが(注釈: 論文20日)で普及する。カナダのワクチン研究者であり免疫学者であるバイラム・フライド博士が、ファイザーが試験動物で行った体内分布研究のコピーを日本の規制当局への登録公開請求により入手した文書、今回公開された文書に含まれている

確かに彼ら自身の動物実験のデータでは、48時間の間に4回投与するだけで、ワクチン量が注射部位から減少し、特に初乳、肝臓、脾臓だけでなく、胃腸、膵臓、骨、骨髄、目、大腸、リンパ節、すい臓、喉頭、皮膚、小腸、盲腸、膵臓、甲状腺、子宮で大幅に増加することが分かっている。

具体的には、48時間後に脾臓に0.09%、肝臓に1.03%、腎臓に約16.2%の注射が検出されている(7.81ページ)。

本報告書2ページの表は、2ページで参照した報告書番号: 185350

2ページ目 黄色のハイライトは、ファイザー社の注射剤のμg単位平均値の互が、彼らが観察した48時間の間に減少するのではなく、増加することを意味する。オレンジは、黄色と同じだが、値と比較して中程度に高いことを意味する。赤は、黄色と同じだが、値と比較して非常に高いことを意味する。緑色は、注射が検出された場所であり、注射が低く主張した場所である。対照が送られてきた後に明らかに減少し、体内の他の場所、特に肝臓、脾臓、膵臓に現れている。

彼らはまた、これらの副作用が筋肉や臓器のサイズと密度の増加などを含む可能性があることも知っていた。彼らは、「BNT162b2(V3)接種の絶対および相対(体重)15重量増加(最大1.66倍)が観察され、[同サイズ]組織の密度増加と相関していた。...注射部位表の、中程度の痒疹、軽度皮膚炎、時々皮膚腫脹、軽度痒疹化を作っていた」(26ページ)と主張

Z22 file / 1B / 1A / 7no4 / c / 125742_S1_M2_26_pharmkin-tabulated-summary.pdf

45

46

[REDACTED]

[REDACTED]

d ファイザー社は、ワクチン接種者がプラセボ群よりはるかに多くの全身性有害事象を報告していることを知っていた。ファイザー社の反応原性データによると、BNT162b2(30μg)の注射を受けた人は、プラセボ群に比べて2倍から26倍以上、重篤な全身性有害事象を認める可能性があることがわかった。このデータをざっと見ただけでも、ワクチンが対照群と比べていかにひどい影響を人々に与えたかがわかる。例えば、各投与後7日以内に全身性の中毒が発症した人は、プラセボ群(11.3%)の2倍(23%)程度の発症はプラセボ群の14倍と、ワクチン接種群に多く見られた。 35ページ

Z.23 file / 1B / 1A / 7no4 / d / 125742_S1_M5_c4591001-T-8-final-reacto-tables-track.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

g ファイザー社は、ワクチンの効力が時間の経過とともに急速に低下することも知っていた。どうして報告されなかったのだろうか？主要メディアはファイザーのワクチンを「安全で効果的」とであると全力で売り込んできたが2020年9月19日の時点で、ファイザー自身のデータはそのどちらも示していなかった。特に、ワクチンの有効性は、調査した短い期間であっても、2回目の接種後、わずか1ヶ月で50%も減っていることが分かった(下表のS1-結合IgGレベルとRBD-結合IgGレベルを参照)。この接種は一般には認められ、「他国間の移動」が否定できないほど一般的になるまで、医学的根拠として広く利用されたのである。株間のところ、彼らはずっと知っていたのである。

Z.24 file / 1B / 1A / 7no4 / e / 125742_S1_M5_S351_c4591001-fa-interim-efficacy-response.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

f ファイザーはVAERSを信頼した(彼らは余分な報告コスト負担を望まなかったから)。ファイザーは、注射に関する特定の安全性データを報告する必要がないようFDAに免除を申請した。なぜなら、VAERSは注射の安全性に関する問題があるかどうかを覚えてくれるシステムだと主張したからである。そして、主要メディアは、過去1年間のVAERSのデータを見るに、あたかもそれが実情ほど悪化でないかのように描き写したのである。実際には、ファイザー社は、免責申請書の3ページと4ページで、VAERSは「ワクチンの安全性に関する懸念を検出するために設計された」適切なシステムであると述べている。彼らは、VAERSシステムが「遅延」であり、他の安全性報告要件は「元来で負担が大きい」ため、「安全

47

な国際の薬理と伝達な「フォーマコビジランス」を支援するFDA指定のサフィックスを持つ必要はないとして、この言い回しを使って、サフィックス免除を申請

Z.25 file / 1B / 1A / 7no4 / f / 125742_S1_M1_waiver-req-designated-suffix.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

g 2つの異なる施設での2つの異なる臨床試験にサインアップした人が数人いるが、これは本当に奇妙なことだ。1つの注射実験だけでなく、2つの実験にダブルエントリーになることを申し込んだ人が半ダースもいたのです。このファイザー社の資料の23ページによれば、「8人の被験者が2回以上試験に登録された」とある。驚きなことに、彼らの返答は研究の後には立たず、ファイザー社は「これらの被験者はいかなる分析にも含まれない」と述べて結果を排除せざるを得なかった。

Z.26 file / 1B / 1A / 7no4 / g / 125742_S1_M5_c4591001-A-askg.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

h ファイザー社は、ワクチン接種を受けた人がCOVID-19に感染し、重症となる可能性があることを知っていた

文書の中でファイザーは、ワクチン接種者はプラセボを投与した後にCOVID-19に感染した人々の倍の倍率で重症をすべて要したものと主張している。全体として、報告された重症およびまたは死亡のあるケースの12%は、ファイザー(BNT162b2(30μg))を1回または2回接種した人たちである。このことは、このワクチンがSARS-CoV-2感染を防ぐというファイザーの他の文書での主張は、明らかに誤りであり、彼らはそれを知っていた。

Z.27 file / 1B / 1A / 7no4 / h / 125742_S1_M8_S351_c4591001-fa-interim-lab-mass-utward-sunative.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

i 試験から除外された9704人の被験者からなる1,448ページがある。その理由を知るには十分な詳細がない。これらの人々は、あらかじめ定義された期間内に検出されなかったり、検出された後すぐにすべての試験接種を受けなかったり、重要なプロトコルの違反があったなど、様々な理由で試験から除外された。2021年に2回目の予防接種を受けに行かなかった人たちを覚えていてこのうち何人か、何らかの理由があったために2回目の接種に行かなかったのだろうか？彼らが以前行った研究から分かったことは、第3相臨床試験で試験材の脱落者がおりかなり多かったですということだ

48

Z28 file / 1B / ハ / 7no4 / 1 / 125742_S1_M1_5351_c4581001-4a-interim-excluded-patient-report/vm.pdf

【ファイザーはFDAへの申請のために2,075,042ドルを支払った。
Z29 file / 1B / ハ / 7no4 / 1 / 125742_S1_M1_userfee

二 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反 その2

論点1Bハに 製造会社による薬機法第68条の10第1項違反にファイザー社からEMA (欧州医薬品庁) に提出された2021年12月19日から2022年5月18日有害事象dataを追加します。 丙95 file / 1B / 二 / pfizer-report.pdf 3.PSUR-1.pdf

弁護士によるEMAへのファイザー提出資料要約

心臓関係の有害事象

心筋石灰化1件 心筋線維症65件 心筋出血3件 心筋は膜薬症10件 心筋梗塞2741件 心筋損傷118件 心筋虚血239件 心筋梗死31件 心筋浮腫57件 心筋破裂22件 心筋炎10363件 心筋炎1782件

有害事象の総数 1,591,028 件 累計 4,884,108 件

血液およびリンパ系障害の有害事象: 100,970 件 心臓障害の有害事象: 128,193 件 先天性異常および遺伝性疾患: 114 件 耳および三半規管の障害: 47,038 件 内分泌疾患: 4,115 件 目の障害: 61,518 件 消化器系の問題: 317,811 件 疫と環境での有害事象: 1,605,985 件 (いわゆる副作用) 肝胆道疾患: 4,380 件 免疫系疾患: 31,895 件 感染症と寄生虫: 167,882 件

(感染症には以下が含まれました) ・ Dengue 熱 ・ Epstein-Barr ウイルス ・ 真菌感染症 ・ 性器、肛門部、骨髄の感染症 ・ ヘルペス、肺炎、腎臓炎、乳腺炎、肺炎、敗血症、敗血症性ショック、結核

母乳を介した母乳による有害事象 5798 件 (赤ちゃんの有害事象) 筋骨格系および結合組織の疾患: 539,299 件 良性と悪性の新生物 (ガン)、および不特定の悪性: 1,381 件 神経系疾患: 896,508 件 妊娠、産後、周産期: 4,056 件 (主に胎児の死亡、流産など) 精神医学的問題: 77,148 件 腎臓および泌尿器疾患: 13,647 件 生殖系および乳房の疾患: 178,353 件 呼吸器、胸郭、循環疾患: 180,720 件 皮膚組織疾患: 224,633 件 日常への影響: 8,414 件 (寝たきりになるなど) 血管障害: 78,542 件

なお EMAは新型コロナウイルス治療ワクチンで不妊になることを「The Committee has recommended that heavy menstrual bleeding should be added to the CombiMity product information as a side effect of unknown frequency.」と認めたので原文を資料添付します
丙96 file / 1B / 二 / covid-19-vaccines-safety-update-10-november-2022_en.pdf

C インフォームドコンセントに關し医師法・予防接種法23条3項・第5項・医薬法第1条の4第2項違反・薬法15条違反

イ 日本薬法問題対策本部 副本部長 伊藤真どのに提出済み要約書5引用 file /

10 / 1 / nichibenren3.pdf 甲9と同一

>>> 8、真岡省自身はコロナワクチン接種率を送付している地元市長とワクチン接種率を高めて、市内の接種でのインフォームドコンセントに關し下記不利益事項の告知は医師法・予防接種法23条3項・第5項・医薬法第1条の4第2

項違反であるとの主張をさせていただきます。地元府県とワクチン接種推進員からは医師法・予防接種法第23条第5項・医療法第14条第2項違反の点につき当事者の同意署名有効性の件をのぞき返信が送られました。直後13条自己決定権の侵害だと思われるのでしょうか。また、2021年2月22日付で厚労大臣(新型コロナウイルスワクチン接種推進担当)、厚生労働大臣、各府県知事、全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長等に提出された日本医師会連合会による「新型コロナウイルスワクチン接種に関する重要事項」の2は同様の内容を見たとはいえるのでしょうかなお貴府県自身は不利益事項については下記の点を記載していただきましたが、査問前に提出されたインフォームドコンセントに関する書類書類も参考にさせていただきます
甲30 file / 1C / I / 16 / seigan4.1.pdf

また、引送された元米国弁護士John Allison氏はインフォームドコンセントには99項目あると、要約をまとめていますので、参考にさせていただきます

甲31 file / 1C / I / 16 /
COVID-19+Vaccines+and+Informed+Consent+(+July+2022+Update) 日本語訳
甲32 file / 1C / I / 16 / jp

a 特許承認書類が黒塗り文書だらけであり、なおかつ予防接種法第12条による医師の有害事象の報告義務が接種後4時間に限定されており国家賠償請求訴訟などの場面で因果関係の立証が困難なこと。

下記A資料は2022年4月14日新versionに差し替えられたようですが、旧版LINK元 甲33
file / 1C / I / 16 / A / 000739089.pdf
<https://www.mhlw.go.jp/content/10661000/000739089.pdf>

b 接種率はプラセボ群の除外5倍の治験不正があつてファイザー社自身その点を認めている事。甲34 file / 1C / I / 16 / B / VRBPAC-12.10.20-Meeting-Briefing-Documents-FDA.pdf page18

FDA文書Page18詳細画像 甲35 file / 1C / I / 16 / B / 18page.jpg

日本語 甲36 file / 1C / I / 16 / B / 672212000_30300AMX00281_G100_2.pdf page39 page40
https://www.onda.go.jp/drugs/2021/P20210212001/672212000_30300AMX00281_G100_2.pdf

複数の著作物のある本質真二即MDIによる日本語解説 甲41 file / 1C / I / 16 / B / hanna.pdf

c 治験に関する訴訟が提起されていること

甲37 file / 1C / I / 16 / C / 47656_e41yu8vd2x117dq.pdf

2023年1月21日から22日に於いてストックホルム、ウオーターフロントで開催された国際会議 Pandemic Strategies

57

52

Lessons and Consequences of the, 臨床試験、臨床技術、実用化研究のAlexandria (Sasha) Lalyova氏の報告によると、この訴訟に関して製造会社ファイザーは請求棄却ではなく請求却下を申し立て、速裁での却下を求めている。[Sashaは政府を批判しているのではなく、企業が金に動かされてしまった]であった。そして訴訟会社ファイザー側の代理人弁護士はそこにおらず、却下を申し立てていたのは司法官だった。

2023年1月21日から22日にかけてストックホルム・ウォーターフロントで開催された国際会議(Pandemic Strategies: Lessons and Consequences)のサイトでAlexandria (Sasha) Lalyova氏の経歴と知育内容動画を掲載しています

<https://lakarumkonet.se/international-conference-pandemic-strategies/>

宗主国でできるこのような状況下にあるので、開発途上の支援する他国他国では、自家による、監督・検閲・検閲・責任がより容易になりやすいということである。

2023年3月1日曜日が指定され、ドイツの大手mediaである、Die Weltでも治療不正に関する訴訟について、報道がなされている

[German-Journalist/ Die Welt: Untersuchungen bei der Produktion von Impfstoffen - WELT \(archiviert\)](https://www.welt.de/News/Immigration/article119611111-Deutsche-Unternehmen-berichten-über-Verstoß-gegen-Regelungen-gegen-Import-und-Export-von-Medikamenten.html)

原稿主稿内容 要約

有効性に関して44000人が参加して行った臨床試験の結果は、たった170人の患者から89%の有効性を算出していることを示す

治療には44000人以上が参加したが、世界中で販売するのに十分な量を製造するために使用された新しい製造方法(「プロセス2」)で作られた投与量が投与されたのはそのうち約250人だけ。これら250人の被験者に対して計測した安全性と有効性の比較は一度も公表されておらず、ファイザーがFDAに提出したFOIAの文書(Z11やZ19からZ29)にも公表されていない。

報道自由とランキンが他国他国並みに異常に低い日本とドイツではまともな報道されている理由は、四つ全ての製薬会社を相手とする全国185の民衆訴訟係争(最初の裁判はオピオイド、4月28日フランクフルト地方裁判所で審理開始)からである

d ワクチン接種と死亡の因果関係認定が予防接種健康被害救済制度(国庫備忘書公開)の30件を除く(件であること。2023年6月追記: 2022年7月25日までずっと0件でしたが97件になりました。予防接種健康被害救済制度でも医学的な因果関係は肯定しています。副反応検出額金と疾病被害救済金の2つがあって、それぞれ因果関係の考え方が異なる

であり、さらに因果関係では予防接種健康被害救済制度を争うであろう。

e 実質的に論議の余地がないこととオピオイド社がSECに提出したIR資料参照。下掲文はSEC資料ですが、DL不可用です

なお、秋以降承認される2価ワクチンも武漢株用ワクチン承認背景を前提としている。今後も上記武漢株用ワクチンに関するインフォームドコンセント事項は継続して開示されるべき事項と考えます

f 2022年8月追記: [redacted]が指摘されるように、有効成分が変更された場合、「一部変更」では承認は許可されず、新薬の承認が必要となる。ファイザー社製「BA.1オミクロン株」対応ワクチンは、有効性と用法の変更のみとする今回の承認は無理があり、承認法違反の可能性もあること

ahcdの件につき、
March 2nd, 2022 at 8:03 PM and March 10th, 2022 at 3:33 PM 市長とワクチン接種率をCmailで送付

g 追加18-15の15の2に関する不利益事項の不告知を追加します

h 追加18-15の15の2に関する不利益事項の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

i 追加18-15の15の2に関する不利益事項の10第1項違反に関する不利益事項の不告知を追加します

不利益事項の不告知は医療法第1条の4第2項違反である旨の告知が全国有志医師の会から2022年3月13日付け内容証明郵便で送付されており、[redacted]が2022年4月情報公開請求にて受理を陳述済 参考資料 両07 file / 1C / i / 16 / youbousya.pdf

不利益事項の不告知がホームページ・添付文書・同意書に記載されていない 230 file / 1C / i / 16 / website.png

<https://www.city.kayaguchi.lg.jp/soshiki/01090/015/23582.html>

93

54

口 4歳以下の件について詳細

2022年11月11日以降送付されてくる4歳以下接種券には無効予防効果について「...期待できるとされて
ます」と記載されているだけであって下記のような不利益事項の記載がいついされていません。ホーム
ページ・接種券・同意書に治験中である旨の記載がないので、特例承認原簿や文書や治験案内について、
事柄者が正確できません。甲38 file / 1C / 口 / 1C0a.jpg

治験とインフォームドコンセント判例 参照

(名古屋地裁 平5(ワ)2216号 平成12・3・24判決 判例時報1738号)

不利益事項

Dr. Clare Craig explains why the FDA should NOT have granted approval for
roll-out in the 6 month to 4 yr old children cohort

Dr. Clare Craigによると4528名の治験のうち3000名が除外された。実際の結果は接種者のほうが感染する
というものだった。

甲39 甲40 甲42 file / 1C / 口 / 1C0b.png 1C0c.png 1C0d.png

Dr. Clare Craig 経歴page

CDCの統計にて、生後6か月〜4歳の10万人あたりの陽性者数が出ています。接種者のほうが陽性率高い。
CDCの5〜11歳のデータでも接種有無による感染(重症)予防効果は見られない

CDC COVID Data Tracker Rates of COVID-19 Cases and Deaths by Vaccination Status (以下に年
齢層など条件を定める操作をするとそれぞれの年齢層のグラフが現れます。甲44 file / 1C / 口 / 1C0f.png
1C0g.pngはあくまで操作後の参考資料です。操作の確度をおねがいいたします

引用元date 甲44 file / 1C / 口 / 1C0f.png 1C0g.png
Rates_of_COVID-19_Cases_or_Deaths_by_Age_Group_and_Updated_Bivalent_Boos
ter_Status.csv

<https://covid.cdc.gov/covid-data-tracker/#rates-by-vaccine-status>

河北新報の記事 甲43 file / 1C / 口 / 1C0e.png

河北新報の記事の件につき、

November 4th, 2022 at 10:52 AM 市長とワクチン接種室まででemail送付済

R4年3月10日での東京府衛生委員会で健康な子どもがコロナ感染で死亡は0件だがワクチン接種では
5人(因果関係不明)と高及された

D

イ 生物兵器禁止条約違反

元民主党議員Dennis Kucinichは、米国によるノルドストリーム(ドイツロシア間天然ガスパイプライン)開通は、攻撃報告の
根拠を議会に提出した米国憲法第1条に違反している法執行機関と主張されています。(米連邦検察で、米連邦司法省サッ
クス氏と、元CIAマクガバン氏が、ノルドストリーム破壊事件について証言済み。)

このように歴代型の戦争といものは宣戦布告が正立に行われずに開始されてしまいます。

また、イラクの大量破壊兵器WMD調査報告は、破壊の百万人のイラク人の命を奪ったがそれを大々的に流したマスメ
ディアの人々は、犯罪を問われるどころか、昇進している、今回もまったく同じことが起こるのでしょうか?

前提としてのSARS-CoV-2の感染について、わかりやすいMina table。(前回85号口頭陳述で述べさせていただきましたよ
うに、R.F. Kennedy ジュニア参議士のNPO団体は投資家や著名人ベンジャミン・シムズ氏らが助成しているのを見
て内容が真実と見なければなりません。)

95

96

58

<https://www.shimizu-np.co.jp/article/2020/05/05/0519620602001.htm>

mRNA SARS-CoV-2ワクチンは2価「生体剤」又は「毒素」にあたり、下記の理由により3条1項の除外事由にあたらぬ
理由ではない一予断断然なし、

最悪防衛ではない一全死因死亡率上昇、前野06号口前庭立で述べさせていただきましたように、名古屋大学名教授・名古屋小児がん基金理事長小島恭二氏は世界各国のワクチン18種類と最悪死亡の相関係数を0.57と算出

その値平和目的ではない一mRNAに危険な配列を隠しているのでは未だの秘密が特定される。(ノボバックスの提供を拒否ワクチンでは、安全性向上のためFCSフーリン切断部位のアミノ酸配列がRRARからQQAQに変更されているが、)人工的に挿入したと思われるフーリン切断部位(FCS)が、mRNA SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っている

mRNA SARS-CoV-2ワクチンはフーリン、エイズ、プリオン類似の配列を含まない、弱毒化されていないワクチンは生物兵器である、特許承認よりも前におこなわれたSARS-CoV-2ワクチンの開発会社との密約契約は(1)ファイザーSARS-CoV-2ワクチン(2020年1月20日(同年5月14日以後、順次追加契約)、(2) アストラゼネカSARS-CoV-2ワクチン(2020年12月10日) (3) モデルナSARS-CoV-2ワクチン(2020年10月29日)が契約日となっており、供は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の廃止に関する条約に該当する条約2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する。

川口市内と埼玉県内施設園丁を契約当事者とする委託契約は契約の目的物が生物兵器禁止条約・細菌兵器(生物兵器)及び化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の廃止に関する条約に該当する条約2条3項に該当する目的物を客体とする契約にあたり、法4条2項違反を構成する

弱毒化されていない点についての説明

[REDACTED]
[REDACTED]

ロサナ・チファリ博士はEU緊急事態コロナウイルスサミットで新型コロナワクチンはワクチンではなく生物兵器であると言及

日本語訳

[REDACTED]

ロ 製造物責任法違反の可能性

令和5年4月18日厚生労働委員会連合審査会で、薬害エイズ裁判の原告である川口健平議員はワクチンDNA注入疑惑について言及された。コロナワクチン3回接種後悪性リンパ腫ステージ2状態に陥られ、髪の毛すべてが脱毛状態になられた立憲民主党原ロー議員総務大臣もファイザー社のバイアルに含まれるDNAプラスミドに、ヒト

の胚細胞に感染するシミアンウイルス40(SV40)プロモーターが発見されたことに言及された。世界保健機構 World Council for Health(<https://worldcouncilforhealth.org/>)はレッドラインを越えたと表明した

[REDACTED]

[REDACTED]

通常製造物責任では法律上安全であることの立証責任は生産者側にある。全目的物を回収して内容物を分析し立証責任を果たすべきである。

Bhaskar博士「mRNAのDNAがゲノムに組み込まれる疑いがある。このDNAは、人間のあらゆる細胞に届けられ、急性のがんや炎症を引き起こし、遺伝子的に人間をその子孫まで変容させる可能性がある。遺伝子改変された細胞は絶滅的である」

[REDACTED]

日本語

[REDACTED]

Bhaskar博士の著作機page 原稿は4ページ

[REDACTED]

(国とファイザーなどの開発契約は国民の権利を侵害するものであつて違憲違法であり無効である。) 国及び製薬会社ともに賠償責任がある点についての主張は福岡地方裁判所小倉支部に所属している[REDACTED]による国家賠償請求訴訟の訴状の主張に準ずる 丙0000011D/ 口 / record/vaccine1.pdf

[REDACTED]

[REDACTED]

99

60

E

イ 憲法25条違反 憲法31条違反

新型コロナウイルスに対する免責は憲法25条により、予算・法律・条約の形式によらなければならないとされている。しかし損失補償規定が公的負担の形式で行われているので憲法25条違反である。賠償者の地位平等を受ける権利である。憲法31条が行政手続法にも適用があるかどうかについては争いがあるが、憲法31条を間接的に侵害している。第106号口頭陳述で否及す

ロ 憲法32条違反

特別徴収金訴訟において、原告団は請求原因事実について認否していない。憲法32条裁判を受ける権利を侵害している

ハ 憲法21条違反

靖国神社参拝政策による検閲行為は憲法21条違反を構成する

twitter社の経営によると、世界中の政府からコンテンツ削除を求める法的要求があったが「その中で最も多いのは日本からの要求であった」主にジャーナリストや報道機関の投稿を削除するよう要請。

Twitterが公表したレポートのページに

「2021年7月から12月の間に各国政府から受け取った法的請求の半分以上が日本」と明記されている。日本からの要求の96%は、金融犯罪、麻薬、売春の禁止に関する法律に言及しています、とあるので、残り4%弱分にSARS-CoV-2ワクチンの作が含まれるかが問題となる

ニ ニュルンベルク綱領違反

田嶋精介氏が2023年3月26日休職報告されたように新型コロナワクチンの既結契約書ファイザー、モデルナ、アストラ

ゼネカ、ノボバックスの4社の製品分)について情報公開請求すると、①製薬会社の正当な利益を害するおそれがある、②原告の地位を不当に害するおそれがある、の2点を理由に全て不開示となる。

不開示決定の審査請求書に「治療中の多数の死者を出しているワクチンの契約を開示しないことはニュルンベルク綱領違反」という主張を記載した場合は、現在「ニュルンベルク綱領は人倫を破壊者とする研究に関する倫理原則であり、法的拘束力を持つものではない」という厚生省の回答が返される。

日本国憲法の前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣明し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と書かれているように、戦争の惨禍をおこさないこととし、国民の福利を国民が享受する人類普遍の原理に従う」とあるので、ニュルンベルクに従わないことで人権に対する暴行を厚生省担当者が犯していることを告白している。

厚生省担当者の点検公文書作成行使等罪にあたる行為は日本の名古屋地裁(高橋勝男裁判長)2000年3月24日判例によっても、ニュルンベルク綱領・ヘルシンキ宣言で違法である

2 不当性の要件

A1

5歳以上12歳以下の接種率は埼玉県では20歳パーセント未満です。下記LINKの公開資料(はずり12歳になった児童も含まれています。4歳以下は接種率がさらに低い可能性が疑われる

甲46 file/21 / nenreikakyubetsu-vaccination_data

https://www.kantei.go.jp/jp/content/nenreikakyubetsu-vaccination_data.pdf

A2

上記1違法性の要件の件につき、かならずしも違法にあたらない場合でも不当性の要件を充足する可能性がある。なぜなら地方公務員は刑事訴訟法239条2項により宣誓義務があるところ

論点1A 予防接種法違反につき

Monday, November 7th, 2022 at 12:38 PM 市長とワクチン接種部長あてPDF送付済

論点1B 憲法66条BB条違反・判決155条成立の可能性につき

61

62

小倉井隆行氏・築山孝子氏・倉部太郎氏が地方TV新聞・週刊誌などに登場されている。倉部太郎氏によると、ご自身のお父上のワクチン死について、彼等に頼んでも予防法は違法第12条による医師の有害事象の報告をしてくれなかったとのこと。報告は当市保健所でもDMYでできると知らないで、報告が低くなったことが想定される

連日会生連の11月28日新型コロナウイルスワクチン接種と死亡事例の因果関係を考える勉強会で福島県立医科大学名誉教授が厚生労働省に対して報告を提出する、と発表されている動画が英、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、各国語に翻訳されて世界中に拡散されています。知らないのは国内韓国している日本人だけです。

g スイスのメディアによれば、ワクチンの犠牲者、弁護士、医師のグループにより、スイス医薬品局(Swissmedic)が刑事告訴された。訴えによれば、Swissmedicは、危険性について十分な情報を提供せずにワクチンを承認し、20代の若者を殺害した。他、円形脱毛や月経不順等、多くの健康被害を生じさせた

2023年2月13日：スイス医薬品局だけでなく、スイスのAlain Berset大蔵官がスイス刑法第312条の略奪利用でスイスに往くベルギー系の元銀行員Pascal Nadjariに刑事告訴された。パスカル・ナジャリ氏は、2013年にマレーシアのアラールングループで買収されたマレーシアのAmBankグループの創設者フサイン・ナジャリの息子で、引退したスイスの投資銀行家、映画製作家、作家である。

甲50 file / 2 / 口 /

EN_Criminal-Complaint-Swissmedic_DEEPL_v1.0.pdf

h1 フロリダ州知事は

「フロリダは、次の手段で医学界の責任を追究する。

- ・mRNA ワクチンと大手製薬会社を調査する大陪審の設置
- ・mRNAワクチンに関連する心臓関連死の調査
- ・医学界を監督する公衆衛生公正委員会の設立」と発表し、申請が受理されました。

フロリダ州知事の大陪審提案・最高裁係属事件の書類提出記録

甲52 file / 2 / 口 / 5022-1710.pdf

<http://onlinedocketssc.flcourts.org/DocketResults/CaseByYear?CaseNumber=1710&CaseYear=2022>

デザンティス知事の大陪審中立書

甲53 file / 2 / 口 / Vaccine-Grand-Jury-Patillon.pdf

東京エイズ製薬のときに隠匿された小林よしのり氏による日本国憲

甲54 file / 2 / 口 / kobayashi-yoshinori.pdf

h2

フロリダ州公衆衛生長官が医療機関と市民に対して、命を脅かすような状態を告げて、接種後の副反応報告が増えていると警告、フロリダだけで170万件も増えている Z33 file / 2A / 口 / fl.png

<https://www.floridahealth.gov/newsroom/2023/02/20230215-updated-health-alert-pr.html>

B 殺人予備罪(刑法201条、同199条)

本件なら違法性の要件のところに説き及ぶべき内容であるが、根拠法係属事件の意向が司法権にも及んでいようである。刑事告訴が受理されないようでは不当な事件で主権するしか他の方法がないのである

伊 厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科会担当部長に殺人予備罪(刑法201条、同199条)が成立する可能性

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第341号5495-00V-2ワクチン特許出願取消請求訴訟の代理人弁護士らが東京地方検察庁に提出された下記刑事告訴状が受理されていないので、検察審査会に審査申立てをす

51

66

べきかもしれない

令和4年2月10日、3月10日に東京地方検察庁に提出された殺人罪(刑法第199条)、殺人未遂罪(同第203条、同第199条)、業務上過失致死罪(同第211条)及び公務員横暴罪(同第193条)での検察官による起訴(起訴正告と起訴正告通知)により、厚生労働省大臣・厚生労働省局長・分科長担当官には殺人予備罪が成立する可能性がある

a 構成要件該当性

ノボバックスの遺伝子組換えワクチンでは、安全向上のためのFCS(フリン切断部位)のアミノ酸配列がRRARからQQAQに変更されているが、) 変換の目的物(mRNA・SARS-CoV-2ワクチン)は人工的に導入したと思われるフリン切断部位(FCS)が、mRNA・SARS-CoV-2ワクチンではそのまま入っているため、刑法201条、同199条の構成要件に該当することが推定される。

b 客観的的要件に関する違法性阻却事由

殺人予備罪の成立に關しては東京地裁に依頼している、厚生労働省を被告とする、ニュルンベルク協定に基づいた文書不開示決定迅速無効訴訟(開示強制)により、すでに主張されていますが、違法性阻却事由に関する被告からの反論はまだ提出されていないようである。またこの訴訟の原告が原告請求人のように、同じ違法性阻却(開示正告と起訴正告通知)を主張しているかどうかについては不明である

c 他の違法行為の期待可能性

「特別承認に係る報告書」末尾の附随事項には下記の記載がある
・BNT162b1 SARS-CoV-2のSタンパク質のRBDをコードするmRNA
・BNT162b2 SARS-CoV-2のSタンパク質の全長をコードするmRNA

「人の受容体ACE2に結合するウイルスのSタンパク質の結合部位は、RBD・NTD・82 から構成され、RBDのみであればADEは起きにくく、NTDがあるとADEが起きやすい可能性がある。」
「RBDのみをコードしたADEを起すに似る薬剤(BNT162b1)があったにも関わらず、わざわざ「NTDを含む」全長をコードしたADEを起す可能性がある薬剤(BNT162b2)を採用した。」
B34
file/2B /イ/Commentary_20210525.pdf

http://www.litsec.osaka-u.ac.jp/papers/search/download_img/Commentary_20210525.pdf

BNT162b1を接種したと思えば誤用されたので、他の違法行為の期待可能性がある
キューへの遺伝子組換えワクチンのRBDだけを抽出してアジュバントとともに投与するもの、抗体を誘導できる。NTDに対する感染性抗体はできない

d 主観的要件

主観的要件として、刑法に刑法201条、同199条の構成要件に該当するまでの認識は要求されないところ、未必の故意の存在が推定される。

未必の故意の存在が推定される要素

(1)2018年ナノ粒子が人間の生体システムに影響を及ぼすのは解っていた。
ではなぜ遺伝子組換えワクチンの成分である遺伝子ナノ粒子(LNP)の使用を承認したのか?

厚生労働省がLNPが体中に蓄積することと懸念していた経緯は、カナダのワクチン研究者であり会友であるバイラム・ブライドル博士が、ファイザーが実験動物で行った体内分布研究のコードを日本の規制当局への情報公開請求により入手した文書であり、引渡された元米監査士John Allison氏が「インフォ・ムド・コンセン」に399項目あると、要約をまとめて56番で言及されている文書である

日本語 17page Z35 file/2B /イ/jihongo3.pdf

(2)
製造会社による薬法第68条の10第1項違反について、日赤通米で薬法第7の4に記録したように、FDAへのファイザー提出資料(Z-11)については2022年3月29日に交際エイズ22日の原告である川田敏平が開示請求し、厚生労働省が完全で答へられ、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参院・予算委員会、2023年6月12日厚労一掃元参議院議員が衆議院決算委員会審議会で審議された。)このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと製造会社による薬法第68条の10第1項違反について記録しているため、前回公開資料1223人の死亡に関する80日以内延期決定申請についても記録している

704

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月28日に訴訟エイズ裁判の原告である川田龍平が陪審員選出委員が原生的賠償委員会で言及されました。この文書については、証拠の著作物もある場合同EVIDは別のファイザー提出資料より90日以内に証拠死亡率5%と算出されました。

(3) 訴訟会社による訴訟第8条の10第1項違反について、日本側が受託者7の4に開示したように、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月28日に訴訟エイズ裁判の原告である川田龍平が陪審員選出委員が原生的賠償委員会で言及され、(その後2023年3月22日山本太郎参議院議員が参議院予算委員会、2023年6月12日原口一博元財務大臣が衆議院決算行政監視委員会で言及されました。)このFDAへのファイザー提出資料の存在と内容についてと訴訟会社による訴訟第8条の10第1項違反について提起しているため、2022年6月1日公開資料の270名の症例のワクチン被害をデータにおいて32人だけ指摘した528人が認定、つまり認定率87.5%についても提起している

口井通受委託第7の4引用

>>アメリカの情報公開請求訴訟によって公開された、FDAへのファイザー提出資料(乙11)については2022年3月28日に訴訟エイズ裁判の原告である川田龍平が陪審員選出委員が原生的賠償委員会で言及されました。この文書については、証拠の著作物もある場合同EVIDは別のファイザー提出資料より90日以内に証拠死亡率5%と算出されました。

口 疫人予備軍や被害補助軍的主張的被害充足の可成性

市五とワクチン被害委員は「川口市災害委員に対して「安全性・有効性の判断は国によりおこなわれる」と抗弁したとのことである。

取寄書による、安全性・有効性の判断は、随条14口で記述したように、2020年5月末から開始され現在まで行われてきたHERSYS発生届が感染症患者によりすべて保護されているので、活動な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為も不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成する。

川口市長と4歳以下川口市の居住者含むワクチン接種被害行為は、無効な発生届を前提にした安全性・有効性の判断という事実行為が不法行為(国家賠償法1条・民法709条)を構成するので、安全性・有効性に関する裁判権限が原則的に失われている。

また、HERSYSの発生届作成事件で未記入を未検査に計上していた点が死後、新型コロナウイルス感染症の全数届け出が見直されたのに伴って、厚生省は2022年8月22～28日以降の分から届け出データ(ADB)資料公表をしていません。この点利益相反のない第3者による検証が不可能となっており、安全性・有効性に関する裁判権限が事実上の不能となっている。自ら証拠公文書作成などの責を担っているため、クリーンハンスの原則により違法性は認定されない。なにより匿名2A口部分で不作為による無回答を阻害したように、ワクチン接種被害に契約当事者の川口市長とその履行補助者が不作為により各発生届送達などや届点1日目11についての説明義務をまったく完了せず、説明拒否不履行状態を長期間継続している点が、原地的不救

法上の不救の客観的事実とも認定される(民法158条1項)。このような契約を非難する場合、川口市河と法務省が最低限の損害を賠償する命令とする4歳以下を対象とする委託契約を前提に、被災者の目的物(mRNA SARS-CoV2ワクチン)を予備軍や被害補助軍の主張的被害充足が認定される

※証拠死亡について最新資料 乙35 file/28 /ko/koma.png ko/koma2.png

● その結果どのような損害が市に生じているのか

直接損害について

重大性明白性の要件充足する違法(地方自治法第2条第16項)かつ当然無効(地方自治法第2条第17項)の行政行為(F)(レ)(請求書1pageの1.1, 1.2, 1.3)と行政行為(F)(レ)に関連した事実行為(請求書1pageの1.0)は無効の損害要件に該当する事実行為となっており違法性阻却事由が存在しないので、実行行為に投入された人的資源・物的資源(電気代光熱費・PC・ハードウェア・通信費など)はすべて損害である。人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・会計ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済同議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した職員への給料支払債務履行は損害である

1.0について

a. PCR検査

厚労省自身が「厚労省通達文書(健康発0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))の文書を保有していないので(乙37 健0718第12号 参照)、法定病原体との同定作業が全く行われていないPCR検査にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

PCR検査のための検査キットなどの物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・会計ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済同議・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健師職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である

b.HERSYS発生届

法定病原体(健康発0210-5号)との同定作業が全く行われていないすべてのHERSYS発生届がすべて無効なので、HERSYS発生届にまつわる作業への人的資源投入はすべて損害である。

67

68

HERSYS発生屋のための人的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した保健所職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

a. 広報かわぐち最大2 page 部分印刷費用とホームページ維持費用支払債務履行

法定病原体との同定作業が全く行われていないaのPCR検査dataとbのHERSYS発生届dataをもとにした「川口市の新型コロナウイルス感染症の動向」「新型コロナウイルス感染症のお知らせ」を広報かわぐち2 page 部分とホームページ掲載にまつ作業への人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

広報かわぐち印刷費用とホームページ維持費用など物的資源について仮に国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事した広報職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

c. 広報かわぐち 2 page 部分配布のための人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

d. 国家賠償債務

実行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

1.1について

a.

次回接種券送付のための印刷費用郵送費用支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

印刷費用郵送費用など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

b. 国家賠償債務

実行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c.

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体の資源投入(教養費用そ

のものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全回受理件数・審査未了件数(2023年5月26日159回分科会data 未着手4718/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

1.2について

a. 県両接種会場の改築と運営費支払債務履行への権限なき主体による人的資源・物的資源投入はすべて損害である。

人的資源・物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

b. 国家賠償債務

実行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

c.

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体の資源投入(教養費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全回受理件数・審査未了件数(2023年5月26日159回分科会data 未着手4718/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

1.3について

a.

委託先への委託料・上乗せ委託料支払債務履行への権限なき主体による物的資源・人的資源投入はすべて損害である。

人的資源・委託料など物的資源について国からの費用負担があったとしても、それをmanageする作業(申請事務・表計算ソフトへの入力・支払支出命令起草審査決済回帰・会計ソフト入力作業など)はすべて損失であるので、その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。

b. 国家賠償債務

実行為後結果の発生に対する行政行為の法的責任<キ>民事的責任 a 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)における国家賠償債務と法定利息支払債務

69

70

C.

予防接種健康被害救済制度を申請した被害者に対する給付に関する地元自治体人的資源投入(救済費用そのものの物的資源は国が負担するので除く)はすべて損害である。その作業に従事したコロナワクチン接種推進室職員への給料支払債務履行と電気代光熱費・通信費支払債務履行などは損害である。全県受領件数・審査未了件数(2023年5月26日169回分科会date 来着手4716/受理件数7735)ともに右肩上がりのグラフです。

間接損害について

将来の市内人口減少による固定資産税徴収額や住民税の徴収額の減少

● どのような措置を請求するのか

1. 個別一律送付ではなく申請制

2. 予防接種法2条・予防接種法附則抄第7条要件非充足・薬法第86条68条違反・薬法第68条の10第1項違反・医師法・予防接種法23条3項・第5項・医法第1条の4第2項違反・生物兵器法約違反・製造物責任法違反の可能性につき立証責任不履行・薬法13条21条25条31条32条違反・薬法35条違反・ニコルンベルク協議違反の違法違法性の問題が解消されるまで実施の一次中絶もしくは違法性の解消と担当者に対する損害賠償請求権不行使違法確認

3. 上記すべての違法違法性はSARS-CoV-2と厚労省通知文書(健発第0210-5号)で定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係が不明であると解消されないであろう

注記: SARS-CoV-2と厚労省通知文書(健発第0210-5号)において、定義された新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)の関係性が不明であるが、関係性を知っている人がいるとしたら、①中華人民共和国/WHO のどちらかしかない。そして、日本人でそれを知っている可能性があるとしたら、②が②に出した報告書(の写し)を持っている人しかいないことになる。報告書がなければ、SARS-CoV-2と「新型コロナウイルス」を同一とすることはできません。結果がどこにもないので判断できませんから。当たり前です。WHOが「SARS-CoV-2/COVID-19」という言葉を発表した日の投稿が下記です

<https://www.who.int/publications-detail/news-item/2020-12-01-2020-12-01>

読んで読んで頂くとわかりますが、「中華人民共和国から報告されたもの」とはどこにも書いてないです。それ

どころか、中国の「ちゅう」の字さえ出てきません。

令和3年7月16日に厚生労働大臣から行政文書不開示決定された文書健0718第12号参照
Z37 file/03 jehina.pdf

02. 請求者

住所

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え、必要な措置を請求します。

事実証明書DVD and 事実証明書URL

2023年6月 28日 川口市監査委員さま

81

72